

〈特別寄稿〉

# 大逆事件と禅僧内山愚童の「仏教社会主義」と その行動の軌跡

—禅僧愚童の抵抗の宗教的倫理と責任—

眞 田 芳 憲

はじめに

- I 禅僧内山愚童の不服従の抵抗と殉教
    - 1 「大逆」の禅僧内山愚童とは
    - 2 内山愚童とディートリッヒ・ボンヘッフナーとの「対話」があったとしたら
    - 3 内山愚童と「信教の自由」
    - 4 愚童の抵抗の宗教的倫理と責任
  - II 「大逆事件」と3人の僧侶
    - 1 いわゆる「大逆事件」とは
    - 2 「大逆事件」に連座した3人の僧侶に対する社会の好奇心
  - III 大逆事件をめぐる関係宗門の対応と宗門内僧侶の批判的対応
    - 1 徳富蘆花の仏教者批判
    - 2 愚童と佐藤実英老師
    - 3 新村善兵衛・忠雄兄弟と西沢学雄上人
    - 4 丸茂天霊と長野善光寺僧侶
  - IV 内山愚童の思想と行動の遍歴
    - 1 愚童の「人生の幸福」とは
    - 2 愚童と社会主義思想との出逢い
    - 3 愚童の社会主義思想の萌芽
    - 4 愚童の仏道修行への道
    - 5 愚童の林泉寺晋山と布教活動
  - V 内山愚童と『平凡の自覚』
    - 1 『平凡の自覚』の草稿
    - 2 「一平民になるの自覚」と『平凡の自覚』
    - 3 『平凡の自覚』と愚童の宗教間対話の実践
    - 4 『平凡の自覚』の名称の選定
    - 5 「伊藤中将姦通事件」と愚童の「平凡の自覚」
  - VI 内山愚童の秘密出版に見る思想の発展的転換
    - 1 出版法と秘密出版
    - 2 『入獄記念・無政府共産・革命』・『道徳否認論』・『帝国軍人座右之銘』
    - 3 「平凡の自覚」から「迷信からの覚醒と自覚」へ
    - 4 愚童の「迷信」打破の運動論
    - 5 「社会参加仏教」の近代的先覚者としての内山愚童
  - VII 内山愚童の処刑と宗内復権・名誉回復
    - 1 処刑台に立つ愚童
    - 2 愚童の宗内復権と名誉回復
    - 3 高木顕明の宗内復権と名誉回復および峰尾節堂の宗内復権
- 〔附録〕 内山愚童 年譜

## はじめに

今日の時代状況は、戦前77年のわが国の時代相に近づいているのではないだろうか。<sup>(1)</sup> かつて日清・日露戦時体制にあった明治下の日本仏教界は、「忠君報国」の精神を高揚し、戦争を肯定し、戦争に加担していった。勿論、曹洞宗もその例外ではなかった。明治27（1894）年5月20日、曹洞宗は「宗門当然の任務」として「日清交戦にあたり、皇恩に報答し教化を宣布して宗門の軍事に対する微衷を発揚せん事」を強調した。<sup>(2)</sup> さらにまた、日露戦争に際し、曹洞宗は天皇の開戦の詔勅を承けて明治37年2月15日、全国の宗門寺院に対して次のような「普達」を發した（『宗報』第172号）。<sup>(3)</sup>

「今般露西亞帝國ニ對シ宣戰ノ詔勅ヲ發セラレタルニ就テハ全國末派寺院住職及一般僧侶タル者深ク叡慮ヲ奉戴シ左ノ件々ヲ體得シテ忠君報國ノ志ヲ發揮シ此國家有時ノ際ニ於ケル各自ノ本分ヲ完ウスヘシ

一 各寺院毎朝特ニ天皇陛下ノ玉體康寧聖壽無疆ヲ奉祝シ帝國陸海軍人ノ身體健全武運長久ヲ祈念スヘシ

二 各寺院僧侶説教若クハ説法ヲ為スノ際檀家信徒ニ對シ其職務ヲ勵ミ且忠勇ノ精神ヲ以テ節儉ノ美風ヲ養ヒ切ニ帝國陸海軍ヲ慰恤スルコトヲ獎ムヘシ

三 各寺院僧侶ハ此際各自ノ衣資ヲ節シテ當局告示ノ旨趣ニ準シ應分ノ恤兵金ヲ寄附スルコトニ努ムヘシ

右普達ス」

こうした時代状況の中で曹洞宗禅僧内山愚童（明治7〔1874〕年～明治44〔1911〕年）は、当時すでに秘密出版の手段しかなかった言論弾圧に抗して手刷りで刊行した『入獄記念・無政府共産・革命』（以下『無政府共産』と略）の中で「戦争は総て罪惡也、常に専制者と相場師とを利するに過ぎざる者也。故に吾人は曰ふ、決して犠牲の羊となる勿れ。」<sup>(4)</sup> と論じ、国家権力に対し抵抗の非戦論を主張した。

周知のように、仏教初期の原始仏教は、生きとし生けるものの「いのち」の尊厳を説いている。

「生きものを（みずから）殺してはならぬ。また（他人をして）殺さしめてはならぬ。また他の人々が殺害するのを容認してはならぬ。世の中の強剛な者どもでも、また怯えている者どもでも、すべての生きものに対する暴力を抑えて。」（『スッタニパータ』394）<sup>(5)</sup>

「『かれらもわたくしと同様であり、わたしもかれらと同様である』とあって、わが身に引きくらべて、（生きものを）殺してはならぬ。また他人をして殺させてはならぬ。」（『スッタニパータ』705）<sup>(6)</sup>

「戦争の放棄」は日本国憲法に定められている平和の根本原理である。仏教は、王法たる日本国憲法とは関係なく、まさしく仏教たるが故に「戦争の放棄」を説く。仏教者が仏道の正法に帰依する限り国家権力に対して戦争の放棄を説くのは、仏教者たる者の使命であり、責務であったはずであった。こうした仏教の精神伝統の中で「怨親平等」という「開かれた一」なる仏教的精神が人々の間に涵養されてきたことも歴史的事実である。しかし、この仏教的精神は、明治以降、仏教指導者を含め、明治の指導者たちの「閉ざされた一」なる偏狭なナショナリズムに毒され、失われていくことになる。<sup>(7)</sup>

こうした時代状況の中にあって常に貧しき人々、弱き人々、権力なき人々、抑圧された人々に寄り添い、彼らの立場に立って仏道の正法に生き、霸道の王法に抵抗することが禅僧としての責務であり、使命であるとして殉じた内山愚童は、近代仏教史上特筆すべき超抜した、特異な禅僧であった。

「戦争の放棄」から「戦争の復活」に向かう現代の政治的状況の中で、人々は、そして特に仏教者は、仏教の権威を優先して仏法に生きるか、国家権力の権威を優先して王法に生きるか、宗教者としての実存的選択に迫られることになる。内山愚童が決して長くない生涯の中で自己に、そして周囲の人々に問いかけてきたものは何であったのか——「戦後レジームからの脱却」が声高に叫ばれているが、「脱却」後の道は戦前77年の「戦争の国」日本への復帰の道ではないのか、その悪夢を想起させるような、暗い不安な日々に向かいつつある今日、私たちはいま一度、愚童が問い続けてきたものを検証し、愚童の問いかけに答える責務があるのではなかろうか。

## I 禅僧内山愚童の不服従の抵抗と殉教

### 1 「大逆」の禅僧内山愚童とは

「内山愚童とは、そもそも何者か。」人は言う。「内山愚童とは、大逆事件に連座して冤罪の責を負うて死刑に処せられた、曹洞宗「擯斥」（僧籍削除、教団からの永久追放）の禅僧である」と。さらに問う。「では、禅僧内山愚童とは、何故に擯斥され、何故に死刑に処せられたのか。」

愚童は、自らの貧窮、辛酸の生活と厳しい社会的現実を通して明治政府の富国強兵政策の構造的矛盾を目撃し、自ら体験した。貧しき人々は飢え、農村、山村、漁村は疲弊し、ある者は田畑を手放し、ある者は娘を売り、ある者は自殺や一家心中を余儀なくされた。富国強兵の国策の名の下に労働者は苛酷な労働環境の中で酷使され、病に斃れ、窮死していった。戦争遂行のために鉄鉞山や銅鉞山は乱発され、山々の自然も人間も生命を奪われ、荒廃していった。そしてまた、貧しい生活の中で一家の担い手である夫や息子たちは徴兵され、戦地に送り出されて「お国のための名誉の戦死」

と称えられても、残された老父母や妻子は悲惨な生活に耐えていかねばならなかった。

しかし、人々は出版条例（明治2〔1869〕年）、讒謗律・新聞紙条例（明治8〔1875〕年）、出版法（明治26〔1893〕年）、集会条例（明治13〔1880〕年）、保安条例（明治20〔1887〕年）等、その後の一連の改悪言論弾圧法によって言論の自由も表現の自由も、出版の自由も結社の自由も剥奪され、圧殺されていった。国民は「言わざる、見ざる、聞かざる、書かざる」の「サル山」へと追いやられていった。格差社会の閉塞的状况の中で貧しき人々や弱き人々は、ただただ辛惨な、困窮の生活に呻吟していた。

内山愚童にとって、禅僧として「己事究明」の世界にとどまることは仏祖や宗祖道元禅師の道に悖るものであったであろう。明治期における道元禅師の『正法眼蔵』の刊行事情は<sup>(8)</sup>、はたして愚童自身『正法眼蔵』の入手を可能にし、日夜、参究し得たか否かは定かではない。しかし、彼自身の信心において宗祖道元の教えに直参するものがあつたのではないだろうか。

道元禅師曰く。

「夫れ仏法修行は、尚お自身の為めにせず、況んや名聞利養<sup>みょうもんりやう</sup>のためにこれを修せんや。但だ仏法<sup>ぶつぽう</sup>の為にこれを修すべきなり。諸仏、慈悲もて、衆生を哀愍す、自身の為めならず、他人の為めならず、唯だ仏法の常なるなり。」（『永平初祖学道用心集』）<sup>(9)</sup>

「衆生をあはれむころなく、仏法をまぼるおもひなく、ただひとすぢに在家の人の屎糞<sup>しふん</sup>をくらはんとして悪狗<sup>あくく</sup>となれる人面狗<sup>にんめんく</sup>・人皮狗<sup>にんぴく</sup>、かくのごとくいふなり。同坐すべからず、同語すべからず、同依止<sup>どうえし</sup>すべからず。かれらはすでに生身墮畜生<sup>しやうしんだしくさん</sup>なり。」（『正法眼蔵』「三十七品菩提分法」）

愚童は、仏道修行において「己事究明」の道を超脱して、苦難を背負って生きる民衆と共に「衆生救済」の道を歩むことを選んだ。彼は、仏祖の説く「自由」の実践の道を、「平等」の実践の道を、そして「慈悲」の実践の道を社会主義に求めたのである。しかし、彼は社会主義の道を選んだものの、禅者の道を捨てたわけではない。彼はあくまでも禅者として弱き人々、貧しき人々と共に歩んだ仏教者であった。

## 2 内山愚童とディートリッヒ・ボンヘッファーとの「対話」があつたとしたら

内山愚童は、明治44（1911）年1月24日、大逆罪により東京監獄で絞首刑に処せられた。享年37歳であつた。愚童処刑後34年を歴た1945年4月19日、ヒットラー暗殺計画に失敗してゲシュタポに逮捕され、収監されていたドイツの天才的の神学者ディートリッヒ・ボンヘッファー（Dietrich Bonhoeffer, 1906～45）はフロッセンビュルク強制収容所で絞首刑に処せられた。彼も、愚童と齢をほぼ同じくして享年39歳であつた。

内山愚童もディートリッヒ・ボンヘッファーも共に殉教者の道を歩んだ。時代と洋

の東西を異にするとはいえ、「もし」この両者が出遭い、語り合うことがあったならば、二人の間にどのような対話が展開されることになったであろうか。

(1) 明治38(1905)年11月初旬、愚童は求道の善友伊藤證信宛に次のような書簡を送っている。伊藤は、当時真宗(大谷派)大学の研究生として伝統教団を批判して「無我苑」を開き、機関誌『無我の愛』を発刊していた。

「何人も今の世に在って、真面目に道の為<sup>ニ</sup>に働かんとする者は、魔窟より発する本山の偽法には堪えられません。…折角因縁あって住職した今の地が、三百年來、曹洞宗の信仰の下にあり乍ら、高祖道元の性格は勿論、其名も知らぬといふ氣の毒な人ばかりであるから、これを見捨てて去る時は、千万却(劫)此地に仏種を植ゆる事は出来ぬ。

それで本山から住職罷免のあるまでは無我の真理を劍として、一生懸命に戦ふ覚悟で居りますが、今は四面楚歌の聲で、いつ落城するやらわからない、それは自然の成り行きに任せるとして…自己の小さき力は、大なる周囲の事情に敗れるのでその意を得ません、請ふ同情あれ」<sup>99)</sup>(傍点筆者)

愚童の真情を吐露したこの書簡を読むとき、私は愚童処刑から34年の歳月が流れた1945年4月9日、愚童同様、強制収容所で絞首刑に処せられたD・ボンヘッファーの劇的な生涯を想い起こす。ボンヘッファーは、39歳という短い生涯の中で、終始一貫、世の神学者に対して「諸君のテーマは教会である」、教会に対しては「あなたのテーマはこの世である」、そして社会に対して「君のテーマは神のテーマそのものだ」と訴え続け、「世のためにある教会」を問いかけた神学者であった。1944年4月30日、ボンヘッファーは獄中から親友のエバハルト・ベートゲ(Eberhard Bethge)に次のような書簡を書き送っている。

「われわれは完全に無宗教(religionslos)の時代に向かって歩んでいる。…本心から自分を『宗教的』と称する人たちも、それを実際の行為には決して現わさない。察するに彼らは、『宗教的』ということでは何か全く別なことを考えているようだ。…無宗教的なキリスト者は存在するのか。…無宗教的キリスト教とは何であろうか。…答えられねばならぬ問いは、無宗教の世界において教会・各個教会・礼典・キリスト教的な生活といったことが何を意味するのか、ということであろう。」<sup>100)</sup>

この問いは、愚童が問うとしていたものと同軸するものがあるのではないのか。愚童ならば、「無宗教の世界において本山・末派寺院・経典・仏教的な生活とは何を意味するのか」と問うたのではないだろうか。

同じ年の5月、ボンヘッファーはベートゲの長子ディートリッヒ・ヴェルヘルム・リューディガー・ベートゲの洗礼の日、洗礼教父として獄中からこの新生の幼児に未

来を託した、次のような書簡を書き遺している。

「君は今日洗礼を受けてキリスト者となる。…われわれ自身も再び全く初心に立ち戻されるのだ。和解や救贖とは何か、新生や聖霊とは何か、敵を愛する（とは）どういうことか、十字架と復活、キリストにある生やキリストへの服従とは何を意味するか。…われわれはもうほとんどそのことについてあえて語ろうとしない。…それは、われわれ自身の罪責だ。これまでの年月の間、あたかもそれが自己目的であるかのようにただ自己保存のためだけに戦って来たわれわれの教会は、人々のため・世界のための和解と救いの言葉の担い手である力をなくしてしまった。だから、これまでの言葉は無力になり、口がきけないような状態にならざるをえない。」<sup>123</sup>（傍点筆者）

(2) 明治42（1909）年ころから、内山愚童は「大逆事件」の首謀者と目された東京の幸徳秋水宅をはじめ、横浜や名古屋や大阪等の社会主義者たちの集いの場で、革命の秋到来の暁には暴動や暗殺も辞さず、「遣ッ付ケルナラバ倅（筆者注：皇太子のこと）デアル、倅ノ方ガ遣ッ付ケルニハ容易デアル」「遣ルナラバ倅ダ、倅ヲ遣レバ親父ハ吃驚シテ死デ仕舞ウ」<sup>124</sup> という放談を一場の馬鹿噺として口にするようになる。この放談は、愚童十八番の愚童節ともいべきものであった。しかし、愚童はこの放談だけで、これを裏付ける証拠は一切、検証されることなく大逆罪に断罪されることになる。

禅僧愚童のこの放談も、ヒトラーを「反キリスト」としてヒトラー暗殺計画に参画したキリスト者ボンヘッファーの神学的抵抗の倫理の逸話を想起させる。

「彼が捕らえられて獄中にあつたある日、日課の散歩の折に、あるイタリア人から、『なぜあなたは、キリスト者であり、牧師でありながら、このような陰謀に加担することができたのですか』と聞かれて、『もし誰かがクールフェルステンダムの通りで自動車を駆って歩道に乗り上げたとしたら、私は牧師として、その暴走の犠牲になった死者を葬り、その身内の人たちを慰めることができるだけではすまされません。もし私がその場に居あわせたならば、私はその自動車に飛び乗って、その人間から自動車のハンドルを奪わなければならないのです』と答えたという。」<sup>125</sup>

### 3 内山愚童と「信教の自由」

大日本帝国憲法（明治22〔1889〕年制定公布）は、信教の自由について「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」（第28条）と定めていた。今日、明治憲法下において法律の留保条項付きの信教の自由、神道の国教化による信教の自由の自己否定の結果、「信教の自由」が全く空文化されていたことは周知の事実である。

愚童が基本的人権としての信教の自由についてどのように認識していたかは、今日

残されている資料からは判然としない。しかし、国家法が国民の、特に社会的に弱き人々、苦しみ悩む人々の生命、自由、幸福追求の権利を奪うとき、愚童は禪者としてこれに黙視し、黙従することはできなかつたであろう。彼の信仰がこれを許さなかつたであろう。愚童の言葉を用いれば、それは「偽法」の信教の自由でしなかつたであろう。法律的に言えば、悪法と化した国家法の「制定法的不法」に対して国家法を超える「超制定法的法」（自然法）の優位、仏教的に言えば、「王法」に対する「仏法」の優位という、愚童の好んで用いた「立脚地」に立てば、禪者として愚童に「抵抗」の宗教的倫理の想念が噴出するのは当然であつたであろう。

仏教の權威を優先させ、仏法・正法に信従するか、それとも国家権力の權威を優先させて、王法・世法に服従するか。純正不羈の信教に生きるか、それとも妥協服従の信教に生きるか。国家権力が後者の道しか許さず、これに従わなければ権力的暴力をもって服従を強要するとき、愚童にとって残された道は、法的に言えば「抵抗権」の行使しなかつたであろう。その意味において、愚童は現行憲法が定める「信教の自由」の実現を先取りして闘った人権闘争の先駆者と位置づけることができよう。

#### 4 愚童の抵抗の宗教的倫理と責任

人々は誰しも、日常生活の営みの中で常に選択を迫られている。特に宗教者の場合、貧しき人々や弱き人々の苦しみと悲しみを共にしながら、時には必要ならば不動明王のように慈悲の憤怒を顕にして彼ら衆生と寄り添うか、あるいは自覺的たると無自覺たるとを問わず、これらの非人間的な社会悪を生み出し、これを放置し、あるいはさらに暴加させる国家権力に加担するか、そのいずれの道を歩むか——それはすべてその宗教者の宗教者としての実存的選択と決断にかかっている。

道元禪師曰く。

「わがはくはわれと一切衆生と、今生こんじやうより乃至生しやうじやう々をつくして正法をきくことあらん。きくことあらんとき、正法を疑ぎ著ぢやせじ、不信なるべからず。まさに正法にあはんとき、世法をすてて仏法を受持せん。」（『正法眼蔵』「溪声山色」）

さらに、禪師曰く。

「忠臣一言を献けんずれば、数しばしば廻天（筆者：君主の心をひるがえすこと）の力あり。仏祖一語を施せば、廻心せざるの人なし。明主にあらざるよりは、忠言を容いれることなく、拔群いにあらざるよりは、仏語を容いれることなし。廻心せざるが如きは、順流しやうじ生死の未だ断ぜず、忠言を容いれざるが如きは、治国徳政の未だ行われざるなり。」（『永平初祖学道用心集』）

愚童は、社会の構造悪に虐げられている弱き人々、貧しき人々の苦悩の現実をこれ

らの人々の視点から直視していたが故に、仏祖や宗祖の教えから違背して、国家権力に恭順して唯々諾々と服従していく仏教教団の「魔窟からの偽法」に信従することを断固拒絶した。彼は仏祖や宗祖に直結し、その教えに信従し、仏祖や宗祖の誓願がどこにあるかを吟味し、一念三千、それに信従し、正法による「廻天」を問うことこそが禅者としての宗教的責務であると決定、決断したのではないだろうか。

明治40（1907）年12月6日、愚童は巢鴨監獄在監中の親しきキリスト教社会主義者石川三四郎に葉書を送っている。

「今は政治が宗教を利用しつゝある時ではあるが、神の道を奉ずる者は、利害に左右せらるゝ政治の下にあることが出来ないではないか、僕は、近き将来には政治の必要を見ずして、人は各々絶対の信仰に依って生活し往くの時来る事を、然り一日も速にするのは僕の天職と信ずる、君は如何」<sup>59</sup>

石川がキリスト教徒であったためか、愚童自身がキリスト教の理解を深めつつあったためかは判然としませんが、愚童は「政治＝王法・世法」と「宗教＝仏法・正法」と対置し、後者の道を歩むことを断言し、それを自己の「天職」とまで言い切っている。彼の言う仏法が「魔窟からの偽法」の仏法でなく、仏祖と宗祖の仏法であることは言うまでもない。

明治期の真宗教団の仏教者の間で「真俗二諦論」が喧伝された。「真俗二諦論」は、真諦（仏法）と俗諦（世法・国家法）との相資相依として真俗円融を説くことによって、戦争をするような国家（俗諦）であっても本質的に仏法（真諦）と異なるものではないと解釈され、「戦争国家」に追従する道を可能にした。こうした真俗二諦論は、愚童は決然としてこれを拒絶したであろう。

道元禅師曰く。

「国王大臣にむかひていはく、『万機<sup>ばんき</sup>の心<sup>しん</sup>（筆者注：政道治める帝王の心）はすなはち祖仏心なり、さらに別心あらず』といふ。王臣いまだ正説正法をわきまへず、大悦して師号等をたまふ。かくのごとくの道<sup>だう</sup>ある諸僧<sup>しよそう</sup>は調達<sup>てうだつ</sup>（筆者注：釈尊在世に釈尊を殺傷しようとした提婆達多）なり。啼唾<sup>ていだ</sup>をくらはんがために、かくのごとくの小児<sup>きやうわ</sup>の狂話<sup>ていこく</sup>あり。啼哭<sup>ていこく</sup>といふべし。七仏<sup>しちぶつ</sup>の眷属<sup>けんぞく</sup>にあらず、魔儻<sup>まとう</sup>畜生<sup>じくせん</sup>なり。いまだ身心学道をしらず、参学せず、身心出家をしらず。王臣の法政にくらく、仏祖の大道をゆめにもみざるによりてかくのごとし。」（『正法眼蔵』「三十七品菩提分法」）

さらに、禅師曰く。

「万機<sup>ばんき</sup>の身心すなはち仏祖の身心なりといふやからは、いまだかつて仏法を見聞せざるなり、黒闇獄<sup>こくあんごく</sup>の罪人なり。おのれが言語なほ見聞せざる愚人なり、国賊なり。万

機<sup>てい</sup>の心をもて仏祖の心に同ずるを詮とするは、仏法のすぐれたるによりて、しかいふを帝<sup>てい</sup>者よろこぶ。しるべし、仏法すぐれたりといふこと。…万機心と仏祖心と一となりといふ禪師等、すべて心法のゆきがた、様子をしらざるなり。いはんや仏祖心をゆめにもみることあらんや。」(『正法眼蔵』「三十七品菩提分法」)

正説正法を弁えず、仏祖の大道を夢みることさえせず、国王大臣の心を仏祖の心と捉える輩は、「七仏の眷属ではなく、魔黨畜生である」「黒閻獄の罪人族」だというのである。愚童は、前述の伊藤證信宛の書簡からも明らかなように、仏法のために仏法を修し、自分自身をすべて仏祖に委ねることを決定<sup>じょう</sup>、決断し、眞実、禪者としてその決断に責任を負うとしたのではあるまいか。愚童はすべてを仏祖・宗祖に委ねていたが故に、すでに自己の生死を超脱していたのであろう。愚童の死は、まさしく仏法に殉じた殉教者であったのである。

大逆事件の死刑執行の1週間後の2月1日、文学者徳富蘆花は旧制一高生の学生河上丈太郎と鈴木憲三の要請を受けて一高で「謀叛論」と題する講演を行った。

その講演において蘆花は、大逆事件で「謀叛人12名を殺した閣臣こそ眞に不忠不義の臣で、不臣の罪で殺された12名はかえって死を以て我皇室に前途を警告し奉った眞忠臣となってしまった。」<sup>95</sup> (傍点筆者)と政府の政権要路者の行為を論難、叱責し、謀叛人12名について「彼らは乱臣賊子の名をうけても、ただの賊ではない、志士である。…彼らは有為の志士である。自由平等の新天地を夢み、身を捧げて人類のために尽さんとする志士である。」<sup>96</sup> 「天の眼から正しく謀殺——謀殺だ」「十二名はほとんど不意打の死刑——いな、死刑ではない、暗殺——暗殺である」<sup>97</sup>とまで政府を断罪し、愚童たちの刑死を悼んだのであった。そして、未来を担う若き学生たちに対して、「新しきものは常に謀叛である。…生きるために謀叛しなければならぬ。古人はいうた、いかなる眞理にも停滞するな、停滞すれば墓となると。諸君、我々は生きねばならぬ、生きるために常に謀叛しなければならぬ、自己に対して、また周囲に対して。」<sup>98</sup>と警め訴えたのであった。

## Ⅱ 「大逆事件」と3人の僧侶

### 1 いわゆる「大逆事件」とは

いわゆる「大逆事件」とは、一般に明治43(1910)年5月から幸徳秋水を首謀者とする26名が明治天皇暗殺計画を理由として逮捕され、翌年1月18日に、24名に大逆罪による死刑判決、他2名に爆発物取締罰則違反の有期刑が言渡され、翌日、徳富蘆花の鬱憤痛罵の言を借りれば「二進の一十、二進の一十(筆者注:算盤の割算九九の二の段の割声)で綺麗に二等分して——もし二十五人であつたら十二人半

宛にしたかも知れぬ、——二等分して、格別物にもなりそうもない足の方だけ死一等を減じて牢屋に追込み、手硬い頭だけ絞殺して地下に追いやり、あっぱれ恩威並ならび行われて候と陛下を小楯こたてに五千万の見物に向かって気どった見得は、何という醜態であるか。』<sup>19)</sup>の言やよろしく、半数12名が天皇による恩赦で無期懲役に減刑、内山愚童を含む残りの12名はほぼ1週間後の24日（但し、管野須賀子は25日）、東京監獄において絞首刑に処せられた事件をいう。

この「大逆事件」は、別名「幸徳秋水等事件」と称するのがより適切であるかもしれない。なぜなら戦前の明治憲法下において「大逆事件」と呼ばれるものが他に次の事件があったからである。(1)「虎ノ門事件」(大正12 [1923] 年)、(2)「朴烈・金子文子事件」(大正12年)、(3)「李奉昌イボンチャン事件」(昭和7 [1932] 年)である。<sup>20)</sup>

「大逆事件」についてはすでに数多くの先行研究があるので、深く立ち入る必要はないであろう。ここでは、「大逆事件」は、時の国家権力が幸徳秋水を首謀者とする社会主義者たちの全国的な一大陰謀事件に捏造し、これを奇貨として社会主義者やその同調者をすべて撲滅しようとした、まさしく国家的犯罪であり、その裁判も近代日本の裁判史上最大の暗黒裁判と言われ、極めて冤罪性の強い裁判であったとするのが今日の支配的見解であるということを描き出すにとどめたい。勿論、この支配的見解に対し証拠法上若干の問題があったとしても、大逆罪は有効かつ合法的に成立していたとする少数説もあることも指摘しておかねばならない。<sup>21)</sup>

ところで、大日本帝国憲法は次のように規定していた。

前文：朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕カ親愛スル所ノ臣民ハ即チ朕カ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ…

國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ

第一条 大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス

第三条 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス

第四条 天皇ハ国ノ元首ニシテ統治權ヲ総攬シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ

この憲法を承けて刑法（明治40年制定公布、明治41年施行）は、「皇室ニ対スル罪」を設け、大逆罪と不敬罪を次のように規定した。

第七十三条（大逆罪） 天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子又ハ皇太孫ニ對シ危害ヲ加ヘ又ハ加ヘントシタル者ハ死刑ニ処ス

第七十四条（不敬罪） 天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子又ハ皇太孫ニ對シ不敬ノ行為アリタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

神宮又ハ皇陵ニ對シ不敬ノ行為アリタル者亦同シ

尚、大逆事件と関連して当時の言論の自由の弾圧法である出版法の規定も見ておく。

第二十六条 政体ヲ変壞シ又ハ国憲ヲ紊乱セムトスル文書図画ヲ出版シタルトキハ 著作者、発行者、印刷者ヲ二月以上二年以下ノ輕禁錮ニ処シ二十円以上百円以下ノ 罰金ヲ附加ス

刑法第七十三条所定の「大逆罪」でいう「危害」とは、生命、身体、自由に対する実害、または具体的危険を意味し、「危害ヲ加ヘントシタル」とは、危害を加うべき一切の企行、すなわち実害または具体的危険の発生前の予備、陰謀、教唆、幫助等は一切の行為を含むとされた。ここにおいては、具体的な事実ではなく、思想が、信念が、主義が問われたのである。しかも、その処罰は死刑ただ一つであった。死刑か無罪か、二つに一つという選択の余地は全くない、天皇制強権国家に固有の、まさしく恐怖的法律であったのである。

そして訴訟上の手続も、大逆罪に対する裁判は大審院の特別権限に属するものとして特別の手続が刑事訴訟上用意されていた。すなわち、「第一審ニシテ終審トシテ」(裁判所構成法第50条第2項) 大審院でのただ1回の裁判をもって終審としたのである。

## 2 「大逆事件」に連座した3人の僧侶に対する社会の好奇心

幸徳秋水を首謀者とした「大逆事件」に3人の僧侶が関与していたことについては、「大逆事件」の被告人たちの間でも「宗教者として解せぬ」と不思議がる者もいたくらいであったから、<sup>22)</sup> 当時の社会の格好の話題になっていた。当然、新聞も興味本位に俗悪な記事を書き立てている。「苟にも無政府主義者など云ふ名の附く以上は多少其方面の知識もあり思想も出来て居るには相違なかるうが、第一の有力なる動機が自己のパンの問題に基いてである事は争はれぬ…聞く所に依れば二十六人の犯罪者の中に僧侶が三人も居るそうなる、之とて佛教の思想から起こった事ではない何れ僧侶では思ふ通りの事も出来ぬからと云うので飛でもない方に迷い込んだらしい」(『読売新聞』「無政府主義雑話」明治43年11月19日朝刊)

しかし、「大逆事件」に連座した3人の僧侶、内山愚童・高木顕明・峰尾節堂の思想と行動の軌跡を辿るとき、こうした新聞論評は事実に基づかない、ただ憶測だけで、悪質な、いわゆる「新聞ゴロ」的な記事としか言いようがない。徳富蘆花が『謀叛論』で展開した論調と比較すれば、その違いは天地隔絶の観があり、蘆花の言葉を用いれば、記者子の「要するに人格の問題である。」<sup>23)</sup> と言うほかない。

### (1) 曹洞宗僧侶 内山愚童

① 箱根大平台林泉寺住職内山愚童(明治7 [1874] 年~明治44 [1911] 年)は、明治42(1909)年5月、出版法違反で逮捕、そして起訴、ついで拘禁中に爆発物取締罰則違反で追起訴、8月27日横浜地方裁判所での予審が終結し、出版法違反および爆

発物取締罰則違反の廉で同裁判所で公判に付される。10月27日公判開始、人定訊問後、傍聴禁止となったので、公判の様子は不明。9日後の11月5日判決。出版法違反については（計）禁錮2年、爆発物取締罰則違反については懲役10年、愚童は直ちに両方に対して控訴し、身柄は同月17日、東京監獄に移監された。

② 曹洞宗宗門は、7月6日、予審いまだ開始されず、逮捕起訴されたという事実だけで刑も確定されていない段階で、「皇室及國家ニ對シ一日モ彼ヲ寺院ニ住職セシメ置クノ穩當ナラサルヲ以テ其ノ于與者ヲ召喚シ旨ヲ論シテ辭職セシメタリ」（「宗報」第340号、明治44年2月25日発行）。内山愚童は「依願免住職」の形で実質的な罷免に処された（「宗報」第310号、明治42年11月15日発行）

③ 明治43年（1910）年3月31日、控訴審公判開始、公判前に出版法違反事件の控訴を取下げていたため、爆発物取締罰則違反事件のみ控訴公判となる。判決は4月5日、懲役5年が言渡される。愚童は、一度は上告するが、同年4月20日上告を取下げ、下獄した。禁錮2年懲役5年の計7年である。

④ 愚童の下獄後の6月21日、曹洞宗は愚童を「宗内擯斥」の懲戒処分にした。宗内擯斥とは、曹洞宗の「僧侶懲戒法」第8条「僧籍ヲ削除シ宗門ニ復歸スルコトヲ許サス」に基づくもので、教団からの除名・永久追放という最も重い懲戒処分であった。愚童の懲戒理由については、「僧侶懲戒法」第27条第2号の「宗旨ニ違背スルノ教義ヲ主張シ又ハ化導ノ畫ヲ紊乱スル者」にあたるものとし、愚童の思想そのものが「宗旨ニ違背スルノ教義」と断罪されたのである。

⑤ 宗内擯斥処分4ヵ月後の1910（明治43）年10月18日、いよいよ愚童は大逆罪被告人として予審請求される。同罪被告人全26名中、最後の26番目であった。大審院特別法廷における公判開始、12月15日公判で愚童初訊問、12月25日、日曜日にもかかわらず検事論告、12月29日最後の論告で死刑の求刑、翌明治44（1911）年1月18日愚童死刑の宣告、翌19日死刑判決24名中半分の12名が特赦により無期懲役に減刑される。愚童は、この特赦の対象となることはなかった。1月24日、愚童の死刑は執行された。

⑥ 曹洞宗宗門は、1月18日に愚童の死刑判決が出るにおよんで、「管長猊下ハ恐懼謹慎…皇室ニ對シ奉リ又ハ國家ニ對シテ末派寺院及僧侶ノ訓導監督ニ遺漏アリタルノ然ラン所」と伺いを提出し、対応を問い尋ねている。そして、死刑執行の前日の1月23日、曹洞宗管長森田悟由禅師は宮内大臣宛に「陳謝表文」<sup>90</sup>を提出し、その執奏方を懇請するとともに、宮内大臣・東宮主事・内務大臣等と面会し、宗門取締不行届を陳謝し、宗門僧侶の指導教訓を誓約した。2月16日から18日にかけて、宗門は一宗をあげて全国規模の大研修会を開催し、その研修と講演内容を『訓戒一斑』として出版し、全国に頒布したのであった。それと同時に、愚童修行時代の師家佐藤実英老師に対してすら「監督不行届」の「陳謝状」の提出を求めている。

## (2) 真宗大谷派僧侶 高木顕明

① 高木顕明(元治元〔1864〕年5月21日〔6月24日〕～大正3〔1914〕年6月24日)は、和歌山県新宮の真宗大谷派浄泉寺の住職であった。明治43(1910)年5月31日、先ず幸徳秋水、管野須賀子、新村忠雄、新村善兵衛、古河力作、宮下太吉の6名が大逆事件容疑で起訴されると、事件は全国に飛び火し、和歌山へも拡大していった。

同年6月3日、顕明の浄泉寺は家宅捜査を受け、6月末東京地方裁判所に召喚証人として新宮の社会主義者大石誠之助と新村忠雄との関係についての質問を受けた後、顕明自身も「社会主義者か」と問われ、「社会主義研究」をしたと答える。7月7日および8日の両日、和歌山地方裁判所田辺支所で厳しい訊問を受ける。9日東京地方裁判所に拘引、東京監獄に拘留、大逆事件容疑で第1回の予審訊問、10月22日第3回の訊問で「私ハ断然社会主義ヲ捨テマシタ」と申立てる。<sup>65</sup>しかし、国家権力はこれを認めず、顕明は国家意思によって公式に「社会主義者」と断定されることになる。

② 高木顕明は、明治37(1904)年10月4日に『余カ社会主義』の草稿を完成していた。日露戦争開戦後8ヵ月後のことである。この論文は『余カ社会主義』と標題こそ「社会主義」となっているが、真宗僧侶として祖師親鸞の教えに立っての伝道宣言の書であった。『余カ社会主義』の結論部分のみを掲げておこう。

「此の闇黒の世界に立ちて救ひの光明と平和と幸福を伝道するは我々の大任務を果すのである。諸君よ願くは我等と共に此の南——佛を唱へ給ひ。今且らく戦勝を弄び万歳を叫ぶ事を止めよ。何となれば此の南——佛は平等に救済し給ふ声なればなり。諸君よ願くは我等と共に此の南——佛を唱へて貴族的根性を去りて平民を軽蔑する事を止めよ。何となれば此の南——佛は平民に同情之声なればなり。諸君願くは我等と共に此の南——佛を唱へて生存競争の念を離れ共同生活の為に奮励せよ。何となれば此の南——佛を唱ふる人は極楽の人数なればなり。斯の如くして念佛に意義のあらん限り心零<sup>(ママ)</sup>上より進で社会制度を根本的に一変するのが余が確信したる社会主義である。」<sup>66</sup>

③ 公判開始決定の翌日の11月10日、真宗大谷派は高木顕明の「住職差免」処分の「諭達」を発している。<sup>67</sup>大審院での公判開始の12月に入ると、真宗大谷派は大阪南林寺住職藤林深諦師を調査員として高木顕明の寺務行状等の調査を命じた。藤林師の調査報告は、師の自坊南林寺に「復命書」の下書きとして残されている。<sup>68</sup>それによれば、顕明は実直な人柄で、真宗僧侶として門徒への教化も寺務も誠実かつ真摯に行っていることが記録されており、当時の国家やマスメディアによって作り上げられた顕明像とは違った実像が本山に報告されていたのである。

④ 明治44(1911)年1月18日、高木顕明は内山愚童や後述の峰尾節堂を含む24名の一人として死刑判決が言渡された。顕明が死刑判決を受けた同日の1月18日、真

宗大谷派は顕明を「擯斥」に処した。<sup>89</sup> 顕明は、先に住職を差免され、判決の言渡しと同時に大谷派からの永久追放処分、先の藤林師の「復命書」の報告は一顧だにされることはなかった。

加えて、1月20日、大谷派は東派本願寺管長大谷光演名で、曹洞宗の場合と同様に宮内大臣宛に天皇および国家に対して恐懼謹慎の意を表した書面を提出するとともに、同日全国寺院住職より衆徒家族にいたるまで「二諦相依の宗義により天恩、国恩の重深なることを諭示すべきは勿論」のこと特別の注意を払い、教導不行届のならぬよう注意を怠らざる旨の論達を発している。

⑤ 死刑判決言渡しの翌19日、顕明は峰尾節堂等と共に無期懲役に減刑、20日夜秋田監獄に送られることが通告された。1月22日朝秋田に到着、直ちに秋田監獄に収監、服役することになる。3年後の大正3（1914）年6月24日、監獄監房内で縊死、享年50歳であった。内務省警保局の「特別要視察人情勢一斑 第四」には「高木顕明ハ教誨師又ハ獄吏ニ対シ入獄以来一般囚人ニハ既ニ二回ノ恩赦アリシモ己ノ之ニ浴セサルハ遺憾ナリト口外シ憂鬱トシテ時ニ厭世的言辭ヲ洩ラスコトアリシカ大正三年六月二十四日看守者ノ隙ヲ窺ヒ監房内窓格子ニ帯ヲ結ヒテ縊死ヲ遂タリ」<sup>90</sup> と記録されている。

### (3) 臨濟宗妙心寺派僧侶 峰尾節堂

① 峰尾節堂（明治18〔1885〕年4月1日～大正8〔1919〕年3月6日）は、明治38（1905）年11月和歌山東牟婁郡同派眞如寺住職となり、明治40（1907）年8月同時退職、爾来三重県南牟婁郡泉昌寺、同県度合郡西来寺、同郡禅棟寺、和歌山県東牟婁郡大宝寺等を転々とし、明治42（1909）年2月再び泉昌寺の留守居僧となる。<sup>91</sup> 事件当時、節堂は泉昌寺の留守居僧で、いわゆる紀州グループの中心人物と目された医師大石誠之助を介して高木顕明とも面識を得ていた。

節堂は、大逆事件に連座した僧侶の中で最若年、当時満25歳、大石医師宅に出入りしていたため社会主義者の一味徒党の一人と思われてしまったが、両者の間には社会主義の深い思想的結合も人間的信頼関係の紐帯もあったわけではない。節堂は、ただ地元の名望家で素封家の大石誠之助宅に出入りすることに虚栄心を満たし、虚面を冠り続けていた青年僧でしかなかったように見受けられる。

千葉監獄で服役中の節堂の手記「我懺悔の一節 わが大逆罪事件観」は、禅僧らしい仏教的懺悔ではなく、あまりにも俗人的で卑屈な人間的弱さを露呈した懺悔であった。しかも節堂自身、明治42（1909）年8月に入るや、すでに「社会主義を放棄」と公言するまでにいたっていた。<sup>92</sup>

「次に私自身のことですが、これは又今迄の諸君と異って、家に資産も無ければ、

自身に學問・地位の有るでもなし、最も眞面目に正直に而も謹慎に日常を送らねばならぬ筈の處、御愧しいが一番不眞面目であった。…當時は、私は或る賣女に戀慕して本心を失ひ、有らう事か母の貯金の二百圓ばかりの金を盗み出して、日夜其の女の許へ其の歡心買ふべく湯水三味の放蕩最中でした。初めから社會主義なる者を眞理と信じてゐた譯でもなければ、又そんな主義とか何とかの公共的事業に携はるべき資格は無論自身には無いと自覺してゐながら、唯只地〔知〕名一部の名望家、即ち多少社會的地位の有る大石と云ふ紳士と交際してゐるといふ事が自己の誇りとやらに思ふて同氏の家に出入りしてゐたのだから、殊に自分は今申上ぐる通りに賣女に迷ふて墮落してゐた當時だから、何んの幸徳氏が眼中に在らんや。』<sup>63</sup>

② 節堂も、顕明の場合と同じ過程と手続を経て大逆罪の「社會主義者」の陰謀団の一員に仕立てられ、明治43年11月10日大審院での公判が開始された。

明治44年1月18日、他の被告人24名と共に死刑判決が言渡された。しかし、翌19日、明治天皇の「恩命」により無期懲役に減刑、21日、東京監獄を出て、千葉監獄に送られ、収監服役することになる。

③ 大逆事件の公判が開始されるや、臨濟宗は明治43年11月14日付で峰尾節堂を「擯斥」の処分付した。そして、判決の年の明治44年、判決が言渡される5日前の1月13日付で「宣示」を發布、当時管長老齡で病臥にあり、代って宗務本所の執事名で訓示第47号において新宮教区寺院檀信徒に対し社會主義思想犯取締の通達を出した。さらに、1月27日、重ねて無階級主義・共產主義・無政府主義を批判した「宣示」を發布し、檀信徒を戒めている。内務省宛の「陳情書」、そして宮内大臣に宛てた「上申書」の提出も、曹洞宗および真宗大谷派の措置の場合と同様であった。<sup>64</sup>

④ 無期懲役に減刑された峰尾節堂は、千葉監獄で収監服役中の8年後の大正8(1919)年3月6日、同監獄で流感に罹り、病死した。享年34歳であった。節堂の墓は新宮の共同墓地にあるが、宗旨は曹洞宗になっているとのことである。<sup>65</sup>

### Ⅲ 大逆事件をめぐる関係宗門の対応と宗門内僧侶の批判的対応

#### 1 徳富蘆花の仏教者批判

徳富蘆花は『謀叛論』において国家権力に対して厳しい批判を加えているが、その批判の矢は関係宗門の関係者にも向けられていった。

「<sup>ただ</sup>善に政府ばかりでない、議會をはじめ誰も彼もみな大逆の名に恐れをして一人として聖明のために弊事を除かんとする者もない。出家僧侶、宗教家などには、一人位は逆徒の命<sup>いのちごい</sup>乞<sup>へいじ</sup>する者があって宜いではないか。しかるに管下の末寺から逆徒が出たといつては、大狼狽<sup>ろうばい</sup>で破門したり僧籍を剥いだり、恐れ入り奉るとは上書しても、

御慈悲と一句書いたものがないとは、何という情ないことか。』<sup>95</sup>

確かに、大逆事件をめぐって、内山愚童、高木顕明、峰尾節堂等に対する各関係宗門当局の対応は国家権力を慮り、その権威に服属し、「宗内擯斥」として僧籍剥奪、所属教団からの永久追放の処分が付した。しかし、宗門当局の意思が直ちに宗門全僧侶の総意となっていたわけではなかった。抑圧的な管理支配体制の中で抵抗の「声なき声」も湧出していたことも伝えておかねばならない。

## 2 愚童と佐藤実英老師

曹洞門に入門した愚童は、宝増寺住職坂詰孝堂師の下で得度、その後宗門の「認可僧堂」足柄下郡早川村海蔵寺師家佐藤実英老師の厳しい指導の下で雲水生活を続け、その修行の成果として海蔵寺認可僧堂5ヵ年安居証明状および同僧堂説教試験に合格。雲水としての修行中の愚童にとって、佐藤老師はまさしく師父のような存在であったと言えるであろう。

内山愚童が大逆事件で連座して死刑に処せられた4日後の1月28日、佐藤実英老師は曹洞宗管長宛に「陳謝状」<sup>96</sup>を提出している。

陳謝状

今般非常ノ大悪ヲ企画セシ内山愚童ナル者ハ曾テ拙寺僧堂ニ安居シ彼ガ修養ノ道ヲ得ザリシハ拙僧監督ノ不行届ノ然ラシムルモノト恐察シ其ノ罪弥天ニ御座候、依テ茲ニ謹テ奉謝候也

明治四十四年一月二十八日

神奈川県足柄下郡早川村海蔵寺住職

同寺認可僧堂師家 佐藤実英

管長 森田悟由 殿

確かに佐藤老師は、愚童の「修養ノ道ヲ得ザリシハ拙僧監督ノ不行届ノ然ラシムルモノ」と陳謝している。しかし、愚童との師弟関係は断絶させることなく、愚童を刑死後でも弟子として処遇している。佐藤老師の追悼記念録『海蔵重興観道実英老師記念録』（昭和3年）には、海蔵寺で修行した人々の「首座名簿」（83名）、「随徒名簿」（427名）が添えられており、「随徒名簿」の中に「温泉村 林泉寺○内山愚童」（○は死亡者）の名前が残されている。<sup>98</sup> 内山愚童の僧名とその僧名の前に刑死を意味する○印を冠したままにあることは興味深い。佐藤老師には禅僧として、師家として、そして師僧として、弟子内山愚童について心に深く刻み込むものがあったのであるまいか。

### 3 新村善兵衛・忠雄兄弟と西沢学雄上人

大逆事件で死刑を宣告された24名の中で、社会主義者としての思想堅固で、国家権力に対して最後まで断固として信念を貫き通して人物として一般に幸徳秋水、菅野須賀子、内山愚童、そして新村忠雄の四名が挙げられる。<sup>38)</sup>

特に新村忠雄は、秋水に心酔した最も激的な社会主義者の一人で、大逆事件で連座した被告人26名中最若年、刑死の時は僅か24歳であった。忠雄の兄善兵衛は証拠不十分として大逆罪は免れ、11年の有期懲役の判決を受け、千葉監獄で服役、大正4年仮出獄、大正9年4月2日大阪で客死している。時に享年39歳の若さであった。

大正13年まで生存したと伝えられる新村兄弟の母親やいは、悲運薄命の子供たちのために墓石を建立している。この兄弟に法名を授与したのが、新村家の菩提寺長野県更埴市屋代の浄土宗知恩院派・関谷山生蓮寺住職西沢学雄上人であった。<sup>39)</sup> 新村兄弟の墓碑銘は次の通りである。

「禮譽救民忠雄居士（傍点は筆者）	賢譽至徳善雄居士（傍点は筆者）
明治四十四年一月廿四日亡	大正九年四月二日亡
新村忠雄 行年二十四才	三代新村善兵衛 享年三十九才」

大逆事件の連座した者には死者でさえ無慈悲に鞭打たれ、家族縁故者も厳しく指弾された当時の時代状況にあつて善兵衛の法名に「至徳」を、弟忠雄の法名に「救民」という言葉を入れるのみならず、忠雄の没年齢を「享年」ではなく、あえて「行年」としているところに学雄上人の仏者としての信念と勇気、そして見識の高さを窺い知ることができる。この逸話を伝える池田千尋師は「学雄上人にたいする非難も相当なものであったらしいが、和尚はいっさい弁明しなかったそうである」と記している。<sup>40)</sup>

### 4 丸茂天霊と長野善光寺僧侶

明治43（1910）年5月25日、新村忠雄は長野県屋代署に拘引、家宅捜査を受け、5月31日大逆罪容疑で大審院での予審開始が請求される。忠雄が逮捕された2日後、長野警察署は善光寺僧侶丸茂天霊を大逆罪容疑者として拘引する。丸茂は忠雄とは小学校時代からの友人で、『高原文学』の同人、社会主義思想にも理解があった。忠雄は、東京平民社の解散により帰郷した際丸茂宅に立ち寄り、帰郷の理由や幸徳秋水の生活困難な模様を話して約1時間ほどして同家を辞し、帰宅した（長野県警察部『捜査顛末』<sup>41)</sup>

長野警察署が丸茂を拘引すると、その夜善光寺の数名の僧侶たちが警察署長に面会を求めて来た。警察署は多忙の理由で面会を拒絶すると、数多くの僧侶たちが集り出し、緊迫した異様な事態に立ちいたった。この事態に吃驚した署長は代表者だけで会見、代表者曰く、「わが善光寺は皇極天皇より勅をいただき、爾来天皇とは親しい間柄

である。しかるに警察はたかだか40年の歴史しかない。代々皇室に代えてきた我々を不敬の徒と疑うはそちらこそ不敬の徒ではないか。不敬の徒には善光寺の土地を貸しておくわけにはいかない。即刻土地を明け渡せ」と口々に厳しい口調で抗議した。そこで警察署長は、この一件は以後一切語らずとの約束を条件に、丸茂天霊を釈放したというのである。<sup>43</sup> 天皇制を利用して、天皇制擁護の法的砦である大逆罪容疑の丸茂を救い出した興味深い、数少ない事例と言うべきであろう。

## IV 内山愚童の思想と行動の遍歴

### 1 愚童の「人生の幸福」とは

内山愚童は、高木顕明や峰尾節堂とは異なり、最後まで「社会主義」を放棄することなく、「仏教社会主義」の信念に、信条に生きた禅僧であった。検事として愚童を取り調べた小山松吉は、後に次のように述べている。「此の者は暴慢無礼な横着極まる男でありまして、眼中国家も無ければ財産も無いと云ふ生粋の無政府主義の禅坊主でありますから、自分の気に入らなければ何事も聞いても物を言わない、横浜監獄でもこの者の処遇には余程弱って居った様であった。」<sup>44</sup> 「東京監獄へ移監してからも、裁判所へ出て『傲慢無礼なことを言ふ』、『私は今迄随分猛悪な強盗殺人その他凶悪な者を調べたことがあります、内山位取扱に困ったことはなかったのであります。』」<sup>45</sup>

仏法・正法に生きる愚童にとって、王法・悪法の権化である国家権力の担い手たる検事や裁判官の面前での訊問の場は、訊問を受けるというよりは主客転倒して仏法・正法宣布の場であったのではなからうか。仏法・正法の確信犯としての思想・信条の法廷闘争であってみれば、愚童は臆することなく堂々と国家権力の悪政を批判し、糾弾したであろう。

国家権力からどのように怒罵を受けようと、世間からどのように罵倒されようと、愚童にとって「人を吠え立てる犬」「人間の面をした畜生の喧噪」程度しか感じていなかったのではないだろうか。

道元禅師曰く。

「なんぢが深愛する名利は、祖師これを糞穢よりもいとふなり。かくのごとくの道理、仏法の力量の究竟せざるにはあらず、良人をほゆるいぬありとしるべし。ほゆるいぬをわづらふことなかれ、うらむることなかれ。引道（注：仏道に導き入れる）の発願すべし。「汝是畜生、発菩提心」と施設（注：手立てをめぐらす）すべし。先哲いはく、「これはこれ人面畜生なり」。（『正法眼蔵』「溪声山色」）

国家権力から付与された、「暴慢無礼な横着極まる男」「傲慢無礼な男」という評価は、逆説的に言えば、愚童の鞏固にして、透徹した主体的な自律の精神の表現にほか

ならず、愚童からすれば不敵かつ会心の笑みを誘う「尊称」でしかなかったであろう。仏法・正法の信条に生きる愚童にとって「生命を売っても魂を売らぬ」であったのではあるまいか。

明治42（1909）年10月26日、横浜監獄で出版法違反および爆発物取締罰則違反で収監中の愚童は、獄中所感「無題遺稿」を草している。

「扱てこういふ世の中に、しかたがないとあきらめて、豚のやうな小屋で、寝たり起きたりして、人の残り物に其日々の命をつなぎ、富豪の犬にも劣った生活をしてゆくのも、年が年中、半天一枚で一生家庭といふことを知らずに、独り身でくらさねばならぬ下層労働者で終るのも、男の一番奮発して、この不公平の世の務を改革しやうと、其根元を採検する為に、一命を半途に棄てる麒麟児も、東西古今の学者が、社会幸福の為に研究した断案を呑込んで、これが実行運動に着手し、不幸中途に牢獄の苦を忍ぶ硬骨漢も、数多百姓の苦痛を除いてやろうと直訴をした其為にはりつけにせられた佐倉宗五郎のやうな人も、古今類なき大飢饉に、奉行の不仁を憤ふりて、大阪天満の米倉を打破り、数多の貧民の飢を満たさんとして、其功ならざりし、大塩平八郎のやうな人達も、これが確固たる自分の信念の従すまゝに行動をとった者ならば、実に人間として幸福の人と言ふべきである。

お釈迦という宗教家は、王位を棄て、乞食になった。ダイオジニー（筆者注：前4世紀のギリシアの哲学者、「樽のディオゲネス」と呼ばれた）という哲学者は、一生桶の中で寝たり起きたりして居た。それで此二人は帝王も奪ふことの出来ない喜びをもって世渡りをした。キリストは十字架の上で殺されたるも拘はらず、万民を購ふ為だといふて喜んで死んだ。凡そこんな具合に、自己の理性に従って行動をとった人は幸福者である。

（中略）

其理性に従って行動した為に、断頭台上の<sup>(ママ)</sup>に露となっても、十字架上の辱かしめを受けても、寒風骨を刺す北海の地下獄に半生を終るとも、泰然自若たることが出来る。これが人生の幸福と云ふ者である。』<sup>46)</sup>

愚童が断頭台の露と消える2年3ヵ月前の草稿である。愚童はすでにこの日の到来を予想して、自己の信条に殉じる、彼の言葉を借りれば「理性」に殉じる心、「自由、平等、博愛」の真実への誇り高い信条の故に従容として死の座に就こうとする心の用意を整えていたのである。

## 2 愚童と社会主義思想との出逢い

愚童は、いつから社会主義者になったのか。明治43（1910）年7月22日の予審判事河島台蔵の参考人調書で「明治三十七年ニナリマシテ…其当時平民新聞ヲ読ンデ見マ

シタナラバ、私ノ抱テ居ル主義ト同一デアリマシタカラ、私ハ其所デ社会主義中ノ無政府共產主義者ト成ッタ次第デス」と応答している。<sup>67)</sup>

愚童の語る明治37年の前年明治36年10月12日、幸徳秋水、堺利彦、内村鑑三等が週刊『平民新聞』を創刊、その巻頭に次の「宣言」が掲載された。

「一、自由、平等、博愛は人生世に在る所以の三代要義也。

- 一、吾人は人類の自由を完かしめんがために平民主義を奉持す。故に門閥の高下、財産の多寡、男女の差別より称ずる階級を打破し、一切の压制束縛を除去せんことを欲す。
- 一、吾人は人類をして平等の福利を受けしめんがために社会主義を主張す。故に社会をして、生産、分配、交通の機関を共有せしめ、其の経済処理に社会全体の為にせんことを要す。
- 一、吾人は人類をして博愛の道を尽さしめんがために平和主義を唱道す。故に人種の性別、政体の異同を問わず、世界を挙げて軍備を撤去し、戦争を禁絶せんことを期す。
- 一、吾人既に多数人類の完全なる自由、平等、博愛を以て理想とす。故に之を實現する手段も亦、国法の許す範囲に於て多数人類の輿論を喚起し、多数人数の一致協同を得るに在らざる可らず。夫の暴力を訴へて快を一時に取るが如きは、吾人絶対に之を否認す。」<sup>68)</sup>

続いて『平民新聞』は、第2号（明治36年11月22日）で「諸君願はくば、如何なる時に於て、如何なる人、如何なる書、將た如何なる事情境遇に依りて此思想を得たるかを、忌憚なく、修飾なく、在のままに書き記して吾人に送られよ。」と、「予は如何にして社会主義者となりし乎」の原稿を募集、この呼びかけに応じて愚童も寄稿した。彼の手記は、明治37（1904）年1月17日の『平民新聞第10号』に掲載された。ここに、「内山愚童」の名前が明治の社会主義運動史に初めて登場することになる。

「余は仏教の伝道者にして曰く一切衆生悉有仏性 曰く此法平等無高下 曰く一切衆生<sup>(ママ)</sup>的是吾子 之れ余が信仰の立脚地とする金言なるが余は社会主義の言ふ所の金言と全然一致するを發見して遂に社会主義の信者となるものなり」<sup>69)</sup>

愚童の手記の中の「一切衆生悉有仏性」は、『大般涅槃經』の「師子吼菩薩品」その他多くの品の中で散見できる経文であり、「此法平等無高下」は、『金剛般若經』に「此法平等無有高下」とあり、『大般涅槃經』には「本來平等無高下想」とある。このいずれからの引用であろうが、いずれも経文の正しい引用とは言えない。「一切衆生<sup>(ママ)</sup>的是吾子」は『法華經』「譬喻品」の「是諸衆生皆是我子」、「一切衆生皆是我子」または「其中衆生悉是我子」のいずれかの引用であろう。愚童がいずれの経文によるかは不明

であるが、「的是吾子」の「的」は、「皆」か「悉」の組版上の誤植か、それとも愚童の誤記か、あるいは両者の過誤か、「此法平等無高下」の場合と同様、今のところ直ちに即断する判断資料は残されていない。

「一切衆生悉有仏性」とは、生きとし生けるもの一切の衆生には悉く仏性があるという大乘仏教の重要な思想の一つである。仏教の仏性思想は、すべての存在に理想実現の能力としての仏性を認め、互いに他者の仏性を尊重し、いのちの愛護に努めることを説く。

「自由」とは、本来仏教の用語である。例えば、『臨濟録』「示衆」に「若し真正しんしょうの見解けんげを得ば、生死に染まず、去往自由なり」とある。仏教において「自由」とは、自己の思いのまま、我まま勝手に自我中心に思惟し、行動することではなく、「自らに由る」、すなわち自我を抑制した「真正の見解」を得た自己に由るところに真の「自由」があり、主体性の確立が顕現すると説く。

「平等」も、仏教の用語である。人々は本来等しく仏性を内有しているのであって、人種・民族・階級・職業・性・年齢等の相違を超えて平等であると説く。人間の尊卑の価値は、その行為によって決まる。原始仏典は、「生まれによって卑しい人となるのではない。生まれによってバラモンとなるのではない。行為によって卑しい人となり、行為によってバラモンとなる。」(『スッタニパータ』136-142)と説いている。

「博愛」に相当する仏教の用語は、「慈悲」である。仏教では、「愛」は愛執、渴愛、貪愛を意味する。愛と慈悲は全く異なる。仏教でいう「慈悲」は、他者の悲しみを共にし、他者の苦を同じくして、すべての人々の幸福に奉仕するの菩薩行としての「拔苦与楽」と説かれている。

愚童は、大乘仏教の説く「一切衆生悉有仏性」「此法平等無有高下」「一切衆生皆是我子」の經文を仏教者として理解し、自覚し、不平等社会の実現を改革して、飢える人、貧しき人、苦しむ人の救済者となるために、「社会主義者」となった。まさしく「仏教社会主義者」ともいうべき禅僧であった。彼の『平民新聞』への寄稿文は、彼の「仏教社会主義の宣言」とも言うべきものであった。

### 3 愚童の社会主義思想の萌芽

確かに、愚童も語るように「社会主義者」となったのは明治37年ころということになろう。しかし、彼の幼少年時代そして青年時代を顧みるとき、すでに彼の幼き心の中に、そして青雲の志の中に早くから社会的不正義に対する疑問と憤りが、いわゆる社会主義的思想の萌芽ともいうべきものが芽生えていたのではないだろうか。

愚童、俗名慶吉は、明治7(1874)年5月17日、父直吉、母カヅの長男として新潟県魚沼郡小千谷(現小千谷市)で生を享けた。父直吉の職業は宮大工、後に菓子木型製作職人であった。廃仏棄釈運動や寺社領上知令等の一連の仏教受難の歴史の流れの

中で、寺社等は困窮、疲弊していった。当然、父直吉の宮大工の仕事もなくなっていったであろうし、菓子木型製作の仕事とても、木型を必要とする高級菓子そのものが日々の生活に苦しむ一般庶民にとって無縁の贅沢品であってみれば、仕事の請負いも限られ、直吉一家の生活は苦しいものであったであろう。その上、慶吉の7歳の時、全国的に不況の時代で、農村は困窮のどん底、小千谷地方でもこの地の特産である小千谷ちぢみの価格が下落、破産する者が続出、農民は乞食に身を落とし、自殺する者も少なくなかった。

慶吉は、明治18年小千谷小学校卒業の際、成績優秀で県知事から表彰を受けるほどであった。従って、彼は生来伶俐、学力優秀、俊英の誉れの高い少年であったであろう。向上心に燃え、しかし貧苦の生活を余儀なくされているこの少年の眼には、彼を取り巻く貧困、格差、差別、横暴、迫害、弾圧、そして人々の不満と鬱積の社会は、貧しき者や弱き者を苦しめる社会的不正義の巣窟以外の何物でもなかったであろう。彼は学問はなかったが、愚か者ではなかった。彼は、いまだ言葉として思想として成熟にはいたっていなかったにせよ、心の中で別種の世界、「自由・平等・博愛」の世界を渴望し始めていたのではあるまいか。

慶吉16歳の明治23年、父直吉が死亡し、家督を相続して戸主となり、母と2人の弟、1人の妹の一家を支えていくことになる。3年後の明治26年、弟たちは徒弟奉公に出ていたかもしれないが、母と妹を残して小千谷を出郷する。出郷の理由、そして叔父青柳賢道師を頼って曹洞門をたたく明治30年の春までの4年間の慶吉の人生の歩みについては諸説あるが、確実なことは何一つわかっていない。<sup>54</sup>

しかし、確実に言えることは、郷里小千谷を後にして広く社会に出て以来4年の間、地方から地方へと巡り歩く放浪生活の中で都邑で、貧民街で、市街で、村里で社会各層の数多くの人々と出遭い、語り合い、苦しみや悲しみを共にし、怒りや憤りを共にし、自分の眼で自分の身体を通して、社会がいかに病んでいるか、そしてその現実社会において人々がいかに「思想」を失っているかを直感的に学んでいたのではなからうか。彼は、その貧しい放浪の生活の中で生きた学問を学んでいたのである。多くの知識人や仏教者は、学問があっても「言語喪失症」の病いに冒されていた時代に、愚童が「言語喪失症」に冒されなかったのも、この遍歴時代の「生きた学問」の学びがあったからではないだろうか。社会の「言語喪失症」が実は「思想喪失症」にあることに愚童が気付くのは、『平民新聞』に出遭ってからのことであつたであろう。

#### 4 愚童の仏道修行への道

慶吉は、明治30年初春、叔父青柳賢道の清源院の門をたたいた。22歳になっても生活が安定せず、放浪を続ける息子を案ずる母親の懇願によるものか、郷里を出るときの大志が惨めに砕け散ったためか、<sup>55</sup>あるいはまた放浪遍歴の暗い闇の中で人々を救

い導く光を追い求め、願わくば自らその闇を照らす光とならんと願ってのことかは定かではない。後に愚童の弁護人になる今村力三郎の公判廷メモ『公判ノート』によれば、愚童は「人類幸福ノ為、苦痛ヲ救済スルノ目的ニテ宗教ニ入ル、然シ人ハパンノミニテ活クル能ハザルト共ニ精神ノミニテ活クル能はず、是ニ於テ経済問題ヲ研究スルノ必要ヨリ社会主義ニ入ル」<sup>82</sup>と述べている。この『公判ノート』の記録に従えば、愚童は「上求菩提 下化衆生」の菩薩行の道を歩むために賢道に教えを求めたことになる。ともあれ叔父と甥という肉親の情を越えて、師と弟子の関係で、「過去の放浪の人生で学んだのは何か」「人間として人生をいかに生きるか」「普通の入門よりはるかに歳重ねて厳しい曹洞門に入ることの覚悟、心の決定<sup>けつじょう</sup>はいかに」と厳しい問答があったことは、当然に予想されることである。

賢道はこの愛する甥のために禅僧としての修行の最善の道を用意してくれた。それは、自らが指導するのではなく、最も信頼する弟子の一人、神奈川県愛甲郡宝増寺住職坂詰孝童師に託したことであった。

坂詰孝童師について得度した愚童は、半年後の明治30（1897）年10月海蔵寺認可僧堂に掛錫し、佐藤実英老師に師事する。翌明治31年9月愚童は、彼の人柄と向学心と求道の精神を見抜いた師僧実英老師の勧めもあって、曹洞宗第二中学林本科に入学。翌3年2月23日、6ヵ月の修学を経て同中学林本科2年級を修業している。

愚童の思想の軌跡と深化を理解する上で、小学校卒業時の学力をこの中学林でその質と量において、そしてその範囲においてどこまで補強し、より強化できたかを見ておくことは重要であろう。なぜなら、「理の人」より「事の人」、「知識の人」より「実践の人」、「学文の人」より「求道の人」、「概念の人」より「思想の人」という愚童の人間像を理解する上で一つの手がかりとなると思われるからである。

中学林第一、二学年の科目と教科書（教科書は科目の後に括弧で明示）を見ると、以下の通りであった。曹洞宗の教義である宗乗（「学道用心集」「坐禅用心記」「伝光録」「普勧坐禅儀」「修証義」）、仏教の一般論としての余乗（「仏教十二宗綱要」「金剛経」「七十五法記」）、中国の哲学および仏教以外の各国宗教（「孟子」「論語」「各国宗教部」「新旧約全書」）、和文・漢文（関根正直「国文教科書」・石村貞一「纂評八家文読本」）、英語（スペンサルまたユニオン「第四読本」・スウイントン「小文典」・「スマイルス「自叙論」・カッテンボス「作文書」）、地理（内田嘉一「地学新編」）、歴史（物集高見「日本文明史」・那珂通世「支那通史」）、数学（寺尾寿「中等教育算術教科書」・野口保典「初等代数学」）、理科（小藤文次郎「礦物学初歩」・三好学「新編植物学」・川端典民「人身生理学」等）<sup>83</sup>。

愚童は、一種の教育的修業の監禁状態の中で僅か6ヵ月の間でこれだけの学習と禅僧としてその基礎的知識を修得しようとしたのである。特に禅僧として宗乗や余乗の学習は、最も重要なものであったはずである。向学心に燃えた、優秀かつ勤勉な愚童

であっても、宗乗と余乗に加え、その他の数々の科目を僅か6ヵ月の短い期間でどこまで自己の血肉となし得たかは疑問である。

中学林での修学を終えて海蔵寺に帰山した愚童は、それから約4年間、佐藤実英老師の下でさらに清厳峻烈な修行を続けることになる。その間、愚童は社会とは没交渉、社会主義とは一切無縁、ひたすら山内での坐禅と作務に専念、禅僧としての修行を重ねていく。その修行が結実し、愚童は明治33年立職（立身）、明治34年嗣法（伝法）、明治35年瑞世（転衣）を経て、5年間の修行に基づき宗門寺院住職資格を付与されることになった。明治37年2月9日、時まさに日露戦争開戦の前日、愚童は神奈川県箱根大平台の大光山林泉寺第二十世住職として晋山した。

## 5 愚童の林泉寺晋山と布教活動

満29歳の青年僧愚童は、禅僧としての宗教的願いと熱意を胸に秘めて晋山したであろう。当時、林泉寺の檀家は大平台の村民を主とする40戸程度、村名こそ「温泉村」と称したが、温泉はなく観光収入はない。耕作の土地もない。箱根の「天下の嶮」の急斜面で火山灰の土地柄米作は不可能であるばかりか、畑とて土地は痩せて劣等地である。村民の多くは「箱根細工」の木工細工を生業とするが、その得る収入は零細で、檀信徒の生活は非常に厳しいものであったであろう。しかも、日露戦争の開戦時のこと、一家の支えである村の屈強な青年たちは戦地に送られ、ある者は戦死、ある者は傷痍軍人として困窮した生活に追いやられていく。愚童の眼には、生国小千谷の小作農の極貧生活はもとよりのこと、出郷後の放浪生活で実体験した一般大衆の困窮生活が二重写しとなって再現し、社会主義への傾斜を強めていったことであろう。

封建制度が根強く残っている明治の時代のこと、貧しい固陋な山村に生きる林泉寺檀信徒の社会認識や生活意識の民度は、当然のことながら決して高くなかったであろう。愚童はこれを憂えるとともに、その責任の一端が「葬祭仏教」に墮落した寺院側にもあることを自覚していた。愚童のこの「葬祭仏教」論は、時代を先取りして現代に通ずる仏教批判であり、寺院批判であった。明治39（1906）年2月1日、愚童が林泉寺惣代に宛てた「覚書」が残されている。

「覚書（抄）

一 林泉寺檀信徒トシテ葬祭ヲ為サントスル者ハ生前信者タルノ義務ヲツクス  
（筆者注：㊦＝コトの略）ヲ承諾アリタシ

理由

（中略）

抑モ宗教ノ信者トシテ尤モ重ンズル処ハ其教ノ如何ナルヤヲ聞キテ之ヲ信ジ以テ処  
世ノ方針トナスニアル㊦何レノ宗教モ共通ノ規則ナリ

(中略)

然ルニ従来ノ如ク、タゞ寺院ノ維持費ニ応ズルノ義務ノミヲ以テ葬祭仏事ヲ為シテ足レリトセバ、之レ曹洞宗ノ面目ヲ汚スノ甚ダシキノミナラズ、諸氏ノ身ニトリテモ馬鹿ラシキノ極ト云フベシ (以下略)]<sup>54</sup> (傍点筆者)

愚童は、封建的な仏教遺習として、檀家が寺院を義務的に護持し、これに対して住職が葬祭の仏事執行に応じるというこれまでの寺檀の因習的關係に疑問を痛感していた。そして、仏祖・宗祖の教えが日常生活の實踐に生かされずに寺院の建物の奥深くで眠っている現実を憂い、その打破に努力していたのである。この覚書の3ヵ月前の明治38年11月初旬ころ、愚童は親しき善友伊藤證信宛に次の書簡を送っている。

「翻って一考すると、折角因縁あって住職した今の地が、三百年來、曹洞宗の信仰の下にあり乍ら、高祖道元の性格は勿論、其名も知らぬといふ氣の毒な人ばかりであるから、之を見捨て、去る時は、千万劫此地に仏種を植ゆる事は出来ぬ」<sup>55</sup>

愚童は晋山するや直ちに、大平台地区で貧困による不就学や長期欠席の児童たちを集め、いわゆる「寺子屋学級」とも言える夜間の学習指導に取り組んだ。この様子を実際に観察した友人の石川三四郎は、次のように述べている。「毎夜愚童氏の教えを受けんとて当寺に会する<sup>(ママ)</sup>小年十数名あり、喫飯中既に登場する者多し。」(週刊『平民新聞』第45号「函根大平台小集」) 官憲側の記録にも、同様なことが記載されている。「土地ノ児童等ニ夜間無報酬ニテ書物ノ教授ヲ為シ授業後簡單ニ主義上ノ説明ヲ与へ、又小学教師ト交際ヲ結ブ等漸ヲ追フテ之ガ注入ヲ企図シ居シモノ、如シ」(内務省警保局編『社会主義者沿革第一』)<sup>56</sup>

愚童の村の子供たちに対する教育啓蒙の眼は、村人、特に青年たちにも向けられていた。彼は、大平台の青年有志と協働して修養と社会教育実践の場として「青年組合」を結成した。明治37年9月、石川三四郎が林泉寺來山の折り、石川は青年を中心とする村人たち30余名に消費組合など社会主義の講話を陳べ、愚童の構想する「夏期平民倶楽部」の記念すべき第一歩となった。

## V 内山愚童と『平凡の自覚』

### 1 『平凡の自覚』の草稿

『平凡の自覚』が愚童の獄中手記か否かについては、見解が分かれる。これまで獄中手記説が多数かつ支配説である。<sup>57</sup> これに対し、森長英三郎氏が入獄前説、箱根林泉寺で明治41年ころとする有力説を提唱した。<sup>58</sup> 森長説の主張は、詳しくは森長著の『内山愚童』の所説に譲るが、証拠品領置の法的手続面からの論拠は必要かつ十分条件を満

たしていると思われる。<sup>59</sup> 私は入獄前説を主張する森長説に賛同する。しかし、手記草稿の着手の時期と動機については、森長説とは異なる見解を持っている。

私見によれば、多数説も少数説も、特に多数説にいたっては『平凡の自覚』と秘密出版の『無政府共産』・『帝国軍人座右之銘』・『道徳否認論』との思想の理論構成の精度、文体、修辭的表現等の展開とその内容の発展的相違についての検討が欠如し、あるいは指摘があってもその論拠が劣弱であると思われるからである。何故に『平凡の自覚』には、「無政府主義」という言葉が一つだけに用いられていないのか、何故に上記3点の秘密出版に見られる急進的抵抗と革命運動参加の提唱がないのか、何故に兵士の集団脱走の煽動という反天皇・反軍国思想が欠落しているのか。何故にキリスト教的用語が頻用され、キリスト教的社会主義文書の色彩を持つにいたったのか、何故に理想主義的かつ改良主義的社会批判が顕著で、「修養論文」<sup>60</sup> 的特徴が濃厚なのか。

多数説に従えば、獄中において愚童の社会主義思想は疲労退化し、彼は修正主義者になったことにはならないのか。少数説にも疑問が残る。少数説は、愚童が『週刊社会新聞』第36号（明治41年2月9日）に寄稿した「僕目下は思想界の研究に日を送り主義の伝道しく遠ざかりましたが、近い中に其の決着を見ることならん」との一文を根拠に愚童の『平凡の自覚』執筆を明治40～41年にかけてではないかと推測している。

しかし、愚童は伊藤證信宛に明治41年1月1日付で極めて過激な内容の葉書を送っている。長文になるが、主要部分を引用しておこう。

「僕はそれに反して近頃思想の変化を来たした、

弱者の味方たる宗教家のやり方が馬鹿気に見えて堪らぬ、昨年暮には小田君がト翁（筆者注：キリスト教的人間愛と道徳的自己完成を説いたL. N. トルストイのこと）の人道主義を送ってくれたので、ト翁のやりかたも、念をいれて調べたが、壓制な政府とボイコットすることは大賛成であるが、其個人主義はどうも<sup>(ママ)</sup> 壓き足らぬ、

僕はどうしても社会的に人の上に人を頂かぬ世界を造りたくなった、

目下は其事に就て苦心して居る、その結果爆裂弾かピストルか、武器に於ては決定せぬ

いづれの政府も政府ほど暴悪な者はない、

武器を持って平民を壓しつゝ、租税を奪ひつゝ、ある、此暴悪を制する事は宗教家の力では駄目である、今の宗教家にして真個に天国の作造に心がくならば、此政府を倒さねば駄目である、数珠つまくる其手には常に爆弾を携へつゝ、あらねばならぬ

僕は経巻を棄て、何を採らんか、こは目下の研究問題でまだ決定はせぬ」<sup>61</sup>

すでにこうした革命志向の過激思想を持つにいたっている愚童が、『平凡の自覚』に見られる理想主義的、改良主義的・教養主義的社会主義の虜因にとどまっているとは

到底考えられ得ない。そのようなことがあるとすれば、愚童は自らの思想の破綻、自己否定を告白するようなものではあるまいか。

## 2 「一平民になるの自覚」と『平凡の自覚』

愚童が週刊『平民新聞』に上述の「予は如何にして社会主義者となりし乎」の手記を寄稿して2週間後の明治31年1月31日の『平民新聞』第12号の「読者と記者」欄に「貴族・富豪を社会主義に感化する手段」についての教示を求める一文を投稿した。

「▲余の考に依れば今日社会主義の理想が貴族や富豪より唱導せらるゝこと、教主悉多太子（筆者注：仏教の開祖釈迦の出家前の王子名シッダールタ（悉達多）のこと）の如く財を捨てて位を捨て、一平民になるの自覚を生ぜざれば福音の実現困難なること、存候、若し愚意に少しだも同感の節有之候はら、貴族富豪を感化するの手段など御教授願度候（箱根大平六、内山愚童氏）」（傍点筆者）

この愚童の質問の中の「教主悉多太子の如く財を捨て、一平民になるの自覚を生ぜざれば福音の実現困難なること、存候」に私は注目したい。愚童は、社会主義の理想郷の建設の第一歩は「一平民になるの自覚」にあると問うたのである。だが、この愚童の質問に対し『平民新聞』記者子は「夢物語」と一蹴し、次のように応答している。

「悉多太子ほどの偉人が滅多に生まれるとは思わない、西洋にはクロボトキンのようなロシアの皇族の虚無党もいるが、そんなことを考えないで、なんでもよいから国民の多数、人類の多数が社会主義となるならば、革命は自然に行われる、目下の急務は中以下の社会に一人でも多くの同主義者をつくることだ。」<sup>62</sup>

愚童によれば、社会の改革は身分・地位・名誉の高下、学問や知識の有無、財産の多寡等の相違を超えて「一平民」として、すなわち「一人間」としての自覚から出発しなければならないのではないかと問うているのである。これに対し、記者子は「目下の急務は中以下の社会に一人でも多くの同主義者を作ることだ」と答えている。愚童の問いは極めて宗教的である。その根底には、「そもそも汝は何者ぞ」という問いが潜んでいる。しかし、形而下のことしか念頭にない記者子には愚童の意図する深遠な問いを理解できなかったのではないであろうか。

## 3 『平凡の自覚』と愚童の宗教間対話の実践

記者子のこの揶揄的な冷評に、愚童はいささかも怯むことはなかった。むしろこれを奇貨として、自分にこそその使命があると自覚し、明治31年の時点でその草稿執筆の覚悟を固め、準備の着手を始めたのではなかろうか。

確かに、中学校卒業程度の学力しか持ち合わせていない彼には学問的精度の高い知

的経験も仏教の体系的な理論的知識も素養も乏しかったであろう。他方、教団仏教側においても社会改革の仏教教理的基盤も過去から受け継がれるべき活動も絶無に近かったであろう。愚童が社会変革の実践的理論を当時の仏教教学に求めても、反応らしい反応は期待できなかったのではあるまいか。<sup>63</sup> それ故にこそ、彼は伝統的仏教教理以外に社会変革の実践理論を求めざるを得なかったのであろう。

明治37年以降、愚童は石川三四郎をはじめとするキリスト教的社会主義者との出遭い、幸徳秋水や堺利彦等の指導的社会主義者との出遭い、他宗派の仏教者真宗大谷派の伊藤證信との出遭い等から人間的・思想的交流を深めていく。今日的に言えば、諸宗教間対話、さらには無神論者との対話にも積極的に参画していく（明治38年8月6日の幸徳秋水・堺利彦との「鼎座して禅を論ず」をはじめ、無神論者の多かった社会主義者たちとの談合等）。こうした宗教間対話を通して入手した知的情報を学び、そしてさらに情報の収集を蓄積し、思索を深め、研究に沈潜していったのではないだろうか。その意味において、愚童は自由・平等・博愛の平和社会の実現のために実践した宗教間対話の近代的先覚者にして先駆者であったと言えるであろう。

『平凡の自覚』には仏教の用語を見出すことはできない。むしろ、「不滅の靈聖」「平和の天国」「神国」「永生の福音」「神の愛」「一粒ノ麦もし地に落ちて死なずば唯一つにてあらん」等、キリスト教の用語や聖書の言葉が頻繁に用いられている。また、「自由」「平等」「博愛」「私有財産制」等の社会主義的用語、儒教の用語、その他「富者の自覚」を説いた伊藤證信の言葉等のさまざまな用語が種々雑多混在している。

一見して『平凡の自覚』には、仏教者の手になるものとは思えないものがある。しかし、こうした用語群は彼の知識源が奈辺にあったかを示唆するものと理解すべきであろう。愚童にとって重要なのは言葉ではなく、思想である。彼が信念とする「仏教社会主義」の中心軸が変改、毀損されない限り、彼の思想の質的普遍化にとって有益かつ効果的であると思われるものはいかなるものであれ、積極的かつ弾力的に、こだわりなく柔軟にこれを取り入れていったのである。愚童が「理の人」より「事の人」、「知識の人」より「実践の人」、「学文の人」より「求道の人」たる所以もここにあったと言うべきであろう。

#### 4 『平凡の自覚』の名称の選定

それでは、愚童の「仏教社会主義」の中心軸となるものは何であったのか。その鍵は『平凡の自覚』という名称の中に秘められているのではないだろうか。この名称こそ、用語は仏教的ではないが、その思想において極めて仏教的であって、愚童の思想の特徴をよく示している。

愚童の『平凡の自覚』の名称の選定は、すでに前述の週刊『平民新聞』第12号に投稿した「教主悉多太子の如く財を捨て、位を捨て、一平民になるの自覚」に自覚的に

意識されていたのではないだろうか。「一平民になるの自覚」こそが、「平凡の自覚」なのである。『平凡の自覚』の冒頭で、愚童は「平凡の自覚」を次のように説明している。「カクノ如ク人ト時ト處トニ依ツテ千差・萬別ノ自覺ハアル者ノ、其間ニ共通スル點ガアルデアラウ。同ジク人トシテ生活シテ往ク上ニ就テ其間ノ利害ト云フ者ガアルデアラウ。學者モ無學者モ貴キモ賤キモ富メルモ貧シキモ、共力シテ自覺セネバナラヌ者ガ、ナケネバナラヌ。私ハ之ヲ平凡ノ自覺ト云フノデアリマス。」

前者の「一平民の自覚」も後者の「平凡の自覚」も、身分・地位・名誉の高下、知識・財産の多寡を越えて「普通の人間として共に人間たるにふさわしい人間であることを自覚せねばならないこと」を論じようとしているのであって、両者は全く共通の基盤の上に立っている。愚童が『平凡の自覚』において、1個人の自覚、2家庭の自覚、3工場の自覚、4市町村の自覚、5国家の自覚、6世界の自覚という項目を立て、個人の自覚を核心として家庭・社会・産業・国家・世界の自覚へと同心円的展開を志向しようとする遠大な理論構築構想は、すでに明治31年の極めて早い時期に準備されていったのである。

それでは「自覚」とは何か。愚童は次のように説明している。

「自覺トハ自ラ覺ルノデアル。自ラ覺ルトハ、他人ノ知ラヌ事ヲ發明スルト云フノデハナイ。他人カラ教ハツタノデハ駄目ダト云フデハナイ。他カラ教ハツタ者デモ、自分が發見シタノデモ、ソレニハ關係ナシニ、自心ニ深く消化セラレテ吾物ニナツタところ處ヲ自覺ト云フノデアル。」

「自覚」とは、一般に「自分自身についてはっきりと知ること」と説かれているが、これを「本来の自己に目覚めよ」と理解すれば、これこそ仏教の教えの根幹そのものとなるものである。原始仏典で仏祖釈尊は次のように説いている。

「自己こそ自分の<sup>あるじ</sup>主である。他人がどうして（自分の）主であろうか？ 自己をよくととのえたならば、得難き主を得る。」（『ダンマパダ』160）<sup>64</sup>

「実に自己は自己の<sup>あるじ</sup>主である。自己は自分の帰趨である。故に自分をととのえよ。——良い馬を調教するように。」（『ダンマパダ』380）<sup>65</sup>

愚童は、禪堂において徹底的に「真実の自己」の自覚、禪僧として絶対の自己確認の修行をしたであろう。

道元禪師曰く。

「仏道をならふといふは、自己をならふ也。自己をならふといふは、自己をわするるなり。自己をわするるといふは、万法に証せらるるなり。万法に証せらるるといふは、自己の身心および他己の身心をして脱落せしむるなり。」（『正法眼蔵』「現成<sub>トツらく</sub>

公案)。

愚童は、自己存在の奥底に輝く人間の尊厳性に、禅の言葉で言えば「仏性」「法性」「真如」「本来の面目」に目覚めよ——これを彼は「自覚」という言葉で論じようとしたのであろう。自己の尊厳性に目覚めている者は決して他者の尊厳性を犯すことはしない。彼は、自己の尊厳性に目覚めてはじめて、その結果として一つの大きなエネルギーとなり、前述の『平凡の自覚』の構成からも窺われるように、家庭全体、社会全体、産業全体、国家全体、世界全体を救う行動にまで発展していくという遠大かつ普遍的な理論を構築しようとしていたのである。愚童が「仏教社会主義」の「立脚地」にこうした思想を胸中に秘めていたことは、愚童の仏教社会主義の「究極にあるもの」——現代的に言えば、個人の尊厳性の自覚と覚醒を「立脚地」として展開される人々の幸福・社会の安寧・世界の平和——を理解する上で極めて重要であり、その意味においても『平凡の自覚』は、その後の作品を含め、彼の思想の根底をなす重要な作品であり、時代を先取りした先覚者の業績でもあると言わねばならない。

## 5 「伊藤中将姦通事件」と愚童の「平凡の自覚」

愚童の「平凡の自覚」を理解する上で、当時巷間で人口をにぎわし、大きな社会問題となっていた「伊藤中将姦通事件」は格好の素材を提供してくれる。愚童が伊藤證信宛に前述の過激な内容を記した葉書を送った明治41年1月1日の前年の12月中旬、彼は福田英子宛に『世界婦人』誌に掲載依頼の論稿を送った。題して、「伊藤中将姦通事件」を論評した「伊藤中将姦通観」である（『世界婦人』第21号明治41年1月1日）。彼のこの論評には、過激な社会主義革命僧と目される愚童とは全く趣を異にして仏教の教化伝道に生きる禅僧愚童の面目躍如たるものが窺われる。仏教者として世の苦しむ人々や悩む人々に救済の手を差しのべる彼の生き方を知る上でも、この論評は貴重な教化説法とも言えるであろう。

「伊藤中将姦通事件」とは、当時竹数要港部司令官であった海軍中将伊藤義五郎が横須賀海軍工廠長として在職中、職工組合長藤井陽一の妻原子（当時23歳）と関係を結び、それを知った陽一が伊藤義五郎に2万5千円という巨額な慰謝料を請求し、苦境に陥った伊藤は弁護士をたて陽一と共犯者矢町三郎を告訴、間もなく陽一と矢町は逮捕され、横浜地方裁判所で有罪の判決を受け、原子は自殺、伊藤義五郎も休職を命じられたという事件であった。

愚童は『平凡の自覚』において「女子は男子ノ付属物デハナイ」と論じ、家庭や社会における女子労働や教育の重要性を強調し、女性問題についても深い関心を持っていた。従って、愚童が「伊藤中将姦通事件」に強い関心を示したことは当然であったとしても、彼の問題関心は「姦通」という醜聞事件を通してその問題の根底にあるも

のであった。彼は社会主義者というよりは、仏教者として、禪僧として現象面よりも本質面から、倫理的な面より宗教的な面から「真の幸福とは何か」を問うものであった。

愚童は、先ず彼の立論の前提を明確にする。すなわち、「僕の信仰を率直に申せば、倫理の辞書から孝を去り忠を捨て其上貞と云うふ文字をとり捨て、世は初めて天国を見ゆると云ふのでありますから、今回の姦通事件も世の資本家新聞で中将を一人いじめにするの事、一寸毛色が違て居る」（傍点筆者）。彼が「孝を去り忠を捨て貞を捨て初めての世は天国を見る」と説くとき、宗教に疎い論者の中には、愚童は「フリーラブ主義者」かと疑う者もいるかもしれない。<sup>66</sup>しかし、愚童の「伊藤中将姦通観」は、彼が宗教の本義に立ってこの事件の本質に迫ろうとする彼の仏教者としての教化救済の誓願以外の何物でもなかった。

そもそも宗教は、善悪を説く倫理を内包しつつ、善悪無記として善悪を超え、悪を転じて善となすことを教える。宗教は、倫理に支えられつつ、倫理を超える教えである。仏教的に言えば、人間の心の奥深くに潜む貪欲や怒り（渴愛）、真実の道理に対する無知（無明）を止滅し、解脱・涅槃に至る道を教える。原始仏典で釈尊は次の教えを説いている。

「心が煩惱に汚されることなく、おもいが乱れることなく、善悪のはからいを捨てて、目ざめている人には、何も恐れることも無い。」（『ダンマバダ』39）<sup>67</sup>

道元禪師曰く。

「善悪と云事、難<sup>さだめ</sup>がたし定。世間の綾羅錦<sup>りょうら きんしゅう</sup>繡をきたるを、よしと云い、麤布糞掃<sup>そふ ふんぞう</sup>を、わるしと云。仏法には、是をよしとし、清<sup>きよし</sup>とす。金銀錦綾<sup>きんりょう</sup>をわるしとし、穢<sup>けが</sup>れたりとす。如<sup>かくのごとく</sup>是、一切の事にわたりて皆然り。」（『正法眼蔵随聞記 五』）

愚童は、このように彼の「立脚地」とするところを明確にした上で、縁あって関わりを結んだ3人の当事者に教化と救いの筆を進める。

先ず、夫藤井陽一に対して次のように語る。「可愛想なる陽一、信仰なき者は哀れなるものかな、私有制度の迷網を切り捨つことが出来ないで、己れの妻であるとの迷信が、こんどの事件を引き起こした者であるが、…、悲しいかな陽一、汝は今に於て妻は私の所有であると云ふ迷信を捨て、愛情の継続する限りに於て、夫婦たるべし、夫婦の一方何れにせよ、愛情の他に移りし時は、これ自然の離別と思ふて、此間に人意の私心を用ゆべきでない」と云ふ、信仰に在るべし」（傍点筆者以下同じ）

次に、妻原子に語りかける。「現社会に捕はれたるお原、今回の姦通事件に於て問題の中心たるお原よ、汝はさきに中将に性交を申込まれた当時、何故に陽一と離婚して、しかして後に応ぜざるや、…何人も今日世に於て虚栄と生活の奴隷でない者はない、汝が中将の妻となる見込のない以上は、陽一と離婚してまでも中将と愛を共にせんと

の覚悟は出来まし、之を思ふにつけ現社会の私有制度は呪ふべきものではないか、汝をして今日の運命は落したる、此私有制度を転覆する為に、汝が終身の全力を注げよ」

最後に、伊藤中将对し次のように説く。「愚なる中将義五郎よ、僕は汝が今回の行為を罪悪なりとして悪む者ではない、併しながら、汝も亦社会と云ふ滑稽なる制度の網を切り破ることが出来ないで居る、愚なる者たるを免れない、…汝を攻撃する世の新聞記者なる者の馬鹿さ加減は吹出さずには居れぬ、それと同時に、こんなつまらぬ社会制度に縛られて、休職までさせられる汝も亦愚かなことではないか、僕は思ふ、…煩悶することを止めて、沈思黙考せよ。煙の如き名誉と、泡の如き利益とを争ひつゝある今の社会は、早晚滅亡の運命を有して居るではないか、名誉何者ぞ、財産何者ぞ、それを争ふ御主人公なる、自身それ何者ぞ、何者ぞ、徒に煩悶するを止めよ、煩悶するを止めて晩餐後杖を引いて、谷中の墓地を逍遙し見よ、茲に明なる福音に接せん」<sup>88</sup>

上記関係当事者3人に対する愚童の説法の共通点は、「私有制度」にある。「私有制度」は、単なる「私有財産制度」とは異なる。愚童は、自己を含め、金銭・財産・地位・名誉・性欲等々の一切に対する執着・渴愛・我執、換言すれば本来自己のものにあらざるものを自己のものと執着することを「私有制度」と呼んだのではあるまいか。

宗祖道元禅師は「有所得心」を戒められた（『永平初祖学道用心集』）。「有所得心」とは、常に自分の利益にかなうよう慮って行動する自我中心の心、人間の心の奥底に巣くう自我本位に発する名利心をいう。この名利心が真実の生き方を破り、人を壊すのである。愚童はこれを「名誉何者ぞ、財産何者ぞ、それを争ふ御主人公なる、自身それ何者ぞ」と喝破している。そして、「徒らに煩悶する勿れ」、「沈思黙考せよ」、宗祖が戒める貪名愛利を求める「有所得心」、愚童の用語を使えば「私有制度」の心を捨てれば、真実が見える。さあ！真実の道を歩め——「谷中の墓地を逍遙し見よ」——そこに、生きる「新光明を得」られるのではないのか。さあ、臆することなく「汝が夫の使命を全ふせよ」と戒しめ、勇気づけ、励まし、信仰への道を勧めている。

愚童は、3人の当事者に各人各様、立場・身分・地位の違いを超えて自己の何たるかを問い、自己の尊厳に目覚めよと教え説いている。これこそ「平凡の自覚」を問うているのではないのか。何と人情の機微をついた、何と慈悲に溢れた説法ではないか。愚童は決して単なる過激な社会主義者ではなかった。彼はあくまでも仏道に生き、仏法の真実の教化伝道に生きた仏教者であった。

## VI 内山愚童の秘密出版に見る思想の発展的転換

### 1 出版法と秘密出版

明治維新後の出版取締りは、単行本については明治2（1869）年の「出版条例」を最初として数次の改悪強化を経て明治26（1893）年に確定した「出版法」によって行

われた。こうした出版統制と出版弾圧によって舌を縛られ、筆を折られ、手も足も出ない社会主義者たちは、必然的に「窮鼠猫を囓む」、徳富蘆花の言葉を借りれば「鼠変じて虎となる」の激烈な抵抗運動に身を投じていった。<sup>69)</sup>

当時、社会主義革命の方法として幸徳秋水の主張する暴力は時期尚早とし、自らは文書布教伝道を第一義とすべきであると考えていた愚童にとって、出版活動は喫緊の急務であった。彼は行動の人である。直ちに上京、浅草の古道具屋で活字と印刷機器を買い求め、林泉寺の本尊釈迦如来像安置の須弥壇の袋戸棚を印刷場として、ただランプの微光をたよりに購入してきた不十分な活字と悪戦苦闘の格闘をしつつこれを組み合わせ、印刷製本という根気のいる仕事に心血を注ぐことになる。愚童のこうした行動は、当時の社会主義者たちの間にあって刮目に値する特筆すべき活動であった。

先に述べた「伊藤中将姦通観」が『世界婦人』に掲載された同誌1月号（第21号）の4ヵ月後の5月、彼は秘密出版の計画を実現に移し、10月末に『入獄記念・無政府共産・革命』を、11月には『道德否認論』と『帝国軍人座右之銘』（「新兵諸君に告ぐ」）を矢継ぎ早に秘密出版していった。

## 2 『入獄記念・無政府共産・革命』・『道德否認論』・『帝国軍人座右之銘』

(1) 『入獄記念・無政府共産・革命』を彩る基調は、「小作人ハナゼ苦シイカ」「迷信ヲステヨ」、「迷がさめて見よ」に尽きる。それでは迷信とは何か。「迷信といふは、マチガッタ考ヘヲ大事本ぞんに守っておる事を、云ふのである」とし、その迷信の何たるかを具体的に論ずる。

「△諸君は地主から、田畑をつくらして。モロウカラ、其お礼として小作米をヤラねばならぬ。<sup>(ママ)</sup>

△諸君は。政府があればこそ、吾々百性<sup>(ママ)</sup>は安心して、仕事をしておることが出来る。其お礼として税金を。ださねばならぬ。

△諸君は、国にゲン備がなければ、吾々百性<sup>(ママ)</sup>は外国の人に殺されてしまふ、それだから若い丈夫の者を、兵士にださねばならぬ。』<sup>70)</sup>

続いて言う。「此三つのマチガッタ考ヘが深くシミ込んでおるから。イクラ貧乏しても、小作米と税金と子供を兵士に出すことに、ハン封<sup>(ママ)</sup>することが、出来なくなっておる。モシモ小作米を出さなくも宜しい<sup>(て)</sup>、税金をおさめなくも宜しい、かわい<sup>(い)</sup>子供を兵士に、ださなくも宜しいなど、云ふ者があれば、ソレハむほんにんである国賊である、など、云ふて其じつ自分たちの安楽自由の為に、なることを。聞く事も読む事も、せずになってしまう。コ、ハー一番よく、考へて、読んでいたゞきたい」

そして、論を結ぶに近づくにつれ、彼の言葉は激烈さを強めていく。

「小作人諸君。諸君はひさしき迷信の為に、国にグンタイがなければ、民百性<sup>(ママ)</sup>は生きておられん者と信じて おったであらう、ナルホド 昔も今も、いざ戦争となれば。ぐんたいのない国はある国に亡ぼされて、しまふに極っておる、けれども之は天子だの政府だのと云ふ 大泥坊があるからなのだ、

戦争は 政府と政府とのケンクワでわなないか、ツマリ泥坊と泥坊がナカマ げんくわする為に、民百性<sup>(ママ)</sup>が、なんぎをするので あるから。この政府といふ、泥坊をなくしてしまへば、戦争といふ者は無くなる。戦争がなくなれば、かわい<sup>(い)</sup>子供を兵士<sup>(ママ)</sup>にださなくても宜しいと云ふことわ、スグに しれるであろう。』<sup>71)</sup>

(2)『道徳否認論』は、ドイツのアナーキストであったマクス・バシンスキーの『無政府主義・道徳否認論』を翻訳した大石誠之助の訳稿の翻案である。本書で重要なのは、表紙の左右の余白に印刷された3つの言葉と裏表紙に印刷された6つの言葉で、いずれも『無政府共産・革命』の論説のマニフェストとして簡潔に要約したものと見ることができよう。

表紙は、次のような宣言となっている。

△財産は盗奪なり、国家と法律とは、盗物の保護者なり。

△道徳と宗教とは、泥坊の為に番頭の役を勤むる者なり。

△世に人を統治せんとする念よりも、尚不正なるもの唯一つあり、則ち之に服従せんとするの意志なり。

裏表紙では、次のような宣言が記されている。

△無政府主義は、暴力を以て平安なるこ（個）人を脅かさんとするものに反抗す。  
△こ（個）人が、なすべからざる所の罪悪は、政府も亦之を行ふべからざるものなり。

△若しも政府が、少しにても、人民の為に必要なることをなし能ふとせんか、そは人民が自ら、政府の助けを借らずして、なし能ふ所のことのみ。

△正直なる人間の為に、必要なる保護は、たゞ国家と云ふ盗賊の害に対する防禦のみ。

△今の教育は、人をして上に向って卑屈従順ならしめ、下に向って傲まん不ぞん、ならしめるの稽古なり。

△すべての政治は最も險悪にして、又最も圧制なるものは人民の一部分によつて。自由にし（支）配せらるべき所謂代ぎ（議）政体是なり。<sup>72)</sup>

(3)『帝国軍人座右之銘』は、フランスの週刊アナーキズム雑誌『ラ・ナルシー』掲載、大杉栄訳の「新兵諸君に与ふ」（『光』第28号明治39年11月25日）を翻案したものである。愚童は、この翻案を通して、新兵に対して次のように呼びかける。

「諸君よ、諸君にして若（も）し国境の外に送らるゝ事あらば、諸君は即ち貪婪（慾）飽くき（あくなき）銀行屋（や）及び投機師の犠牲たるを忘るゝ勿れ。而して諸君が病氣或は負傷等の為に、帰り来らん時、諸君の母国は諸君に対して何をか為す。誠に此の母は（其コク家は）鬼婆の如き継母たる也（なり）。

是れ即ち（この故に）吾人非軍（ゲン）備主義者が（は）、〇〇〇（ソウ脱党）以（モツ）て開戦の宣告に應ぜんと決したる所以也（理由なり）。」

そして、最後に愚童は、結語に近いところで彼自身の言葉を次のように書きとどめている。「（来るべき革命は無政府共産。即ち政治的にも経済的にも、最も自由なる社会を造るにある。而して諸君のそう脱党は、之を成功せしむる一大原因なり。諸君希くば、それ勉めよ）」<sup>73</sup>

### 3 「平凡の自覚」から「迷信からの覚醒と自覚」へ

『無政府共産』の秘密出版後に出版された『道徳否認論』も『帝国軍人座右之銘』も、天皇制否定、政府否定、地主制否定、納税否定、戦争否定、徴兵制否定等で共通の基盤にあった。その共通の「立脚地」に立って『道徳否認論』は、特に前者が説いた「迷信」を生み出し、これを深潜させ、普遍化させた道徳の偽善性を糾弾したものであり、『帝国軍人座右之銘』は「反戦」に特化して「無政府共産」を説いている。

この三者を通観するとき、『無政府共産』は総論、後者の二者は各論と位置づけることもできよう。幸徳秋水ですらあえて避けた天皇制批判を真正面から弾劾し、「天子金持ち、大地主。人の血をすう、ダニがおる。」と痛罵した『無政府共産』は、愚童の短い人生において到達した社会主義思想の終局的結晶と見ることができよう。彼のこの小冊子は、天皇制を強く憎悪し、爆裂弾による打破を辞さなかった宮下太吉に大きな影響を与え、大逆事件の遠因となったとさえ言われているが、国家権力に与えた衝撃は、驚天動地、国家権力に大きな恐怖を与えた。

後に、愚童を訊問した予審判事河島台蔵は「上下数千年ヲ通ジテ、小冊子ニモセヨ、斯クノ如キ大悪ノ著書ヲナシ秘密出版シテ配布ヲナシタルハ恐ク愚童一人テアロウ」（内山愚童第七回参考人調書）と記録にとどめている。<sup>74</sup> 国家権力によるこの慨嘆の評価は、逆説的に言えば、社会主義者から見れば「大善ノ良書」と、国家権力から御墨付きを与えられたものということになろう。愚童自身も、これを知れば得意満面、破顔失笑、会心の笑みを浮かべたのではなからうか。

『無政府共産』は、開巻劈頭「小作人ハナゼ苦シイカ」から始まる。本書はいわば「小作人論」とも言える。愚童は本書において、何故に「小作人」を取り扱うとしたのか。ここに、彼の思想の発展的昇華と「平凡の自覚」との思想的関係性を解く鍵が秘められているように思われる。

愚童は、明治37（1904）年2月林泉寺晋山、住職として寺務を司ると同時に、すでに述べたように、檀信徒の村人をはじめ青少年の育成強化と指導に努めていた。その日々の生活の中で小作人が圧倒的に多い村人の極貧生活、そして小田原への托鉢を通じて人々の困窮した生活を見聞し、実体験したであろう。それに加え、数多くの社会主義者、キリスト教、その他他宗派宗教者との出遭いと学びを通して社会の構造的矛盾と悪についての知的理解と分析能力を高めていったであろう。明治40年1月、約1週間神奈川県農村を托鉢しながら巡回視察し、小作人の極貧の実情を目撃し、小作人をはじめ社会の最下層で苦しむ人々の救済の覚悟をますます確固たるものにしていったのではあるまいか。

愚童の幼少・少年時代は全国的に地主的土地所有制の形成・確立期に当たり、全国いたるところで小作人は地主に対し小作料引上げ反対・小作料減額・小作条件の改善等の嘆願、時には団結しての争議行為が頻発するようになっていた。愚童の林泉寺晋山、そして日露戦争開戦の明治37（1904）年後になると、地主的土地所有はますます強大になり、その支配の下で小作人は地主に対する封建的な経済的・政治的従属性を余儀なくされ、村内では最も弱い最下層を形成していた。

愚童が秘密出版を決意し、その出版準備に着手していた明治41（1908）年8月、「米穀検査規則」が施行された。これによって地主は小作人に米の品質向上を要求し、これに対し小作人はその見返りとして小作料引下げや奨励金交付等を要求し、兵庫・広島・愛知等の西日本一帯を中心に、新潟・福井等に数多くの組織化された小作争議が続出していた。愚童は、こうした時代に、こうした社会に生きた。彼が上述の明治41年1月1日付の伊藤證信宛の葉書に記しているように、「僕は近頃思想の変化を来した。」彼は、確実に思想の発展的転換に迫られていた。

彼は社会の構造的悪の根源に小作制度があることに気付きはじめていた。その小作制度は、3つの迷信に支えられていることに気付いていた。天皇制の支配的構造の下にあって地主と小作米納入、政府と税金、戦争と徴兵を不可謬、絶対と信じる迷信にあることに気付いていた。愚童は「平凡の自覚」から「迷信からの覚醒と自覚」へと思想を発展させねばならないと気付いていた。思想の「立脚地」を「平民」という抽象的人間像から「小作人」という具体的人間像へと人間理解の視座を転換しなければならぬと気付いていた。「人間」としての自覚から「迷信」からの覚醒と自覚という「自覚」の視座を転換をしなければならぬと気付いていたのである。

#### 4 愚童の「迷信」打破の運動論

愚童は、先の伊藤證信宛の葉書で次のように記している。

「いづれの政府も政府ほど暴悪な者はない、

武器を持って平民を押しつゝ、租税を奪ひつゝ、ある、此暴悪を制する事は宗教家の力では駄目である、今の宗教家にして真個に天国の作造に心がくるならば、此政府を倒さねば駄目である、数珠つまくる其手には常に爆弾を携へつゝ、あらねばならぬ僕は経巻を棄て、何を採らんか、こは目下の研究問題でまだ決定はせぬ」

それでは、「此政府を倒させねば駄目である」とすれば、その方法は何か。伊藤證信には「僕は経巻を棄て、何を採らんか、こは目下研究問題でまだ決定せぬ」と書き記している。しかし、愚童にはすでにその方法は確固とした形をとりはじめていた。『無政府共産』の末尾に二つの方法が語られている。

第1の方法について、彼は次のように語る。

「然らば、いかにして此正義を実行するやと云ふに、方法はいろ—あるが。マヅ小作人諸君としてわ、十人でも、廿人でも連合して。地主に小作米をださぬこと、政府に税金と兵士を、ださぬことを実行したまへ。諸君が之を実行すれば、正義は友を、ますものであるから、一村より一ぐんに及ぼし。一ぐんより一県にと、遂に日本全国より全世界に及ぼして。コゝニ安楽自由なる無政府共産の理想国が出来るのである。

何事も犠牲なくして、出来る者ではない。吾と思わん者は、此正義の為に、いの<sup>(ママ)</sup>を<sup>(イ)</sup>がけの、運動をせよ。』<sup>[75]</sup>

第2の方法について同士たらんと人たちに次のような要望の言葉を書き記している。

「此小冊子は、ながき—迷信の夢より諸を呼び醒まし。ちかい将来になさねばならぬ、吾等の革命運動を謬積せざる為に、広くかつ深く伝道せねばならぬのでありますから、無政府共産と云ふ事が意得せられて、ダイナマイトを投ずる事をも辞せぬと云ふ人は、一人も多くに伝道して願ひたい。しかし又、之を読んでも意得の出来ぬ人は、果して現在の社会は正義の社会であるか、又吾人の理想は今の社会の満足するや否やを、深く取調べて願ひたい。』<sup>[76]</sup>

前者は、暴力によらずに納税拒否、就業拒否、商品不買による非協力と不服従という、マハトマ・ガンディー（1869～1948）の無抵抗主義運動を想起させるものである。後者は、大衆の自由・独立・相互扶助の自覚と責任を促す教化啓発と布教伝道を目的とする方法である。愚童は決して単なる過激な暴力主義者ではなかった。彼のこの姿勢は、最後まで変わることはなかった。愚童は、明治42年9月5日付で、収監されている横浜監獄から神戸の岡林野花・小松天愚宛に次の書簡を送っている。後半の一部分のみを見てみよう。

「トリストイは来るべき新社会は、無抵抗主義の人が多く集つて出来るので、決して革命によつて出来ないといふが、一理あると思ふ、そうするには、やはり伝道だネー、そうして級数的にドン——無我的の強い人間を造っていたゞきたい、」<sup>77)</sup>

愚童は、非暴力・不服従・非協力の方法によって国家権力の弾圧に屈せず、抵抗と自由・平等・博愛の独立不羈の精神を説いた。究極において彼は、「信念に従って行動せよ」「理性に従って行動せよ」と説いた。「理性に従って行動せよ」とは、彼の言葉に従えば「今の世の中で、万民ひとしく望む公平に働いて公平に衣食住の供給を受くるといふ為に、一足でも二足でも自分の能力かぎり、各種の方面に運動するといふ」(「無題遺稿」)<sup>78)</sup> ことである。人間が人間として生きる上で当り前のことを説いているにすぎない。その「当り前のこと」が「迷信」に毒されている以上、その迷信を打破する必要がある。それ故に、彼は人々に布教伝道し、教化啓発し、「迷信」からの覚醒と「人間らしく生きる」ことの自覚と責任を説いたのである。

## 5 「社会参加仏教」の近代的先覚者としての内山愚童

愚童は、先の伊藤證信宛の葉書で「武器を持って平民を壓しつゝ、租税を奪ひつゝ、ある、此暴悪を制する事は宗教家の力では駄目である。」と書き送っている。愚童は「宗教家」を全面否定したわけではない。「今の宗教家の力では駄目である」と論じるのである。「己事究明」を唱えつつ、葬式仏教と化した仏教寺院の奥で「数珠をつまくる」だけの僧侶では暴虐な国家権力を制することは出来ないといっているのである。「上求菩提 下化衆生」と唱えつつ、民衆と共に歩み、民衆の幸せのために生きる「下化衆生」を忘れた「上求菩提」の僧侶の力では駄目だと批判しているのである。今の仏教では期待できない、仏教本来の普遍的な救済の教えに目覚めよと批判しているのである。仏教寺院の奥深くに眠る僧侶たちに「興法利生」(法を興し、衆生を救済する)に生きよと説いているのである。

明治42(1909)年7月5日は、根岸監獄内に収監中の愚童が神戸の小松天愚・小林野花両名宛に送った絵葉書には愚童の仏教者たる面目が見事に刻まれている。

「勿論私とて本能一点張りの論者ではありませんが従来の宗教道徳が其本能性を忘却して消極的に落<sup>(情)</sup>いつた失敗は忘れ<sup>(ママ)</sup>ではなりません其故に仏義の真宗や基督教の新義はこの幣<sup>(ママ)</sup>を逃れて積極的に愛と慈悲を以って旗印としたのはまた吾等の眼をつける処ではありませんか、されど彼等は情より吾等は理性より」(『証拠物写』四三押第壹号一一四三)<sup>79)</sup>

今日、積極的に社会活動や平和活動に取り組み、人々の発展や幸せのために奉仕する行動的な仏教を「社会参加仏教」(Engaged Buddhism)と呼ぶ。<sup>80)</sup> 愚童は、当時の仏

教界において孤軍奮闘、社会の最下層で苦しみ、悩む貧しき人々の立場に立って、その視点から「社会主義」という「法」を説いた。今日用語で言えば、愚童は「社会参加仏教」の近代的先覚者であり、実践者であったと言えるのではあるまいか。

## Ⅶ 内山愚童の処刑と宗内復権・名誉回復

### 1 処刑台に立つ愚童

明治44（1911）年1月24日午前11時10分頃、内山愚童の死刑は執行された。絶命時刻は午前11時23分と記録されている。処刑直前の愚童の様子について刑の執行に立ち合った教誨師沼波政憲師の談話が報告されている（市場学而郎「幸徳一派の死刑刹那」）（『日本犯罪学会報』大正十四年一月刊）。

「○内山愚童 刑の執行を宣告せらるるや、沼波教誨師は彼愚童<sup>むか</sup>に対つて、『貴方は元僧侶の方であるのだから、せめて最期の際に、念珠を手にかけてくれたがよからうと思ふがどうですか』と尋ねると、彼は暫くの間、黙然として考へてゐたが、唯一語「止ませう」と答へた。そこで沼波氏は「それはまたどういふ訳ですか」と反問すると、彼れは又一語「どうせ浮かばれない方ですもの…」と、寂しく笑つたさうである。」（傍点筆者）

他方、石川三四郎も見聞であろうが、刑場での愚童の様子を次のように記している。（石川『浪』1956年刊 74頁）

「『内山愚童君はこの（心理的）鍛錬によって、真に生死を超越したのです。幸徳とともに死刑に処せられた時でも、いささかも心を動かす様子さえ現わさず、極めて平静に且ほがらかに、絞首台に登ったということです。立会った教誨師も、これには頭を下げたそうです』と、だれかから聞いた話を回想している。』<sup>80</sup>

沼波説と石川説とは相対立しているように見える。両者のいずれが処刑台に立つ愚童の実像を捉えているのか。法廷内外で悪僧と言われようと狂僧と言われようと、愚童は終始、傍若無人「わが道を行く」という態度を崩さなかつたことはよく知られている。<sup>81</sup> こうした彼の態度は、国家権力に対する信教の自由・思想の自由の人権闘争の確信犯である愚童にとって当然のことであつたであろう。愚童は道元禪師が説かれる「道の人」に近づいていたのではなからうか。

禪師曰く。

「<sup>この</sup>此国<sup>あるい</sup>の人は、多分、<sup>ぎょうぎ</sup>或は行儀<sup>けんもん</sup>につけ、或は言語につけ、善悪是非、世人の見聞<sup>しきち</sup>識知<sup>しきち</sup>を思ふて、其の事をなさば、人あしく思ひてん、其の事は、人よしと思ひてん、

乃至、向後までも執する也。是、又、全く非也。世間の人、必しも、善とする事  
 あたはず。人はいかにも、思はば思へ、狂人とも云へ、我心に、仏道に順じたらば  
 作、仏法にあらずは、行ぜずして、一期をもすごさば、世間の人はいかに思ふとも、  
 不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>苦。」(『正法眼蔵随聞記 三』)

愚童は、明治43年3月10日、収監中の東京監獄内から堺為子宛に封箴葉書を送った。彼は「死ぬときには死ぬので、チットモ先きの事は心にかけてません。…一日の苦勞は一日に足れり、日々是好日で朝は汽笛で生れたと思ひ、晩は号令で涅槃にいり玉ふ…」と書き送っている。<sup>83</sup> 彼は獄舎を禅堂として、日々「監房で一人黙座して光明三昧に入る」禅定の境地を楽しんでいた(明治42年11月29日、石川三四郎宛の封箴葉書)<sup>84</sup> 道元禅師曰く。

「ただわが身をも心をもはなちわすれて、仏のいへになげいれて、仏のかたよりおこなはれて、これにしたがひもてゆくとき、ちからをもいれず、ころをもつひやさずして、生死をはなれ、仏となる。」(『正法眼蔵』「生死」)

今や愚童の境地は、世の善悪是非の理、世間の一切の思惑を離れ、生死の緊縛の中に身を処しながら生死を超え、まったき自由を得て、一日一日の生命の燃焼に力を尽していたのではなかろうか。

沼波師が愚童に「念珠」を申し出たとき、愚童は暫し沈思黙考したという。この時、彼の思念に去来したものは何であったのか。「数珠を持して人に向うはこれ無礼なり(「吉祥山永平寺衆寮箴規」<sup>85</sup>と説かれた宗祖道元禅師の清規か。それとも、数珠すら生死を緊縛するものとする、愚童の想念か。はたまた、その両者か。いずれにせよ、愚童はこの身は全身どこにも執り着くことなく、この身のままいで、まっしぐらに「あの世」に往く、生死は自由自在になる者とならんと願ったのではないだろうか。「念珠」の拒否は、いかにも禅者らしい愚童の身心の処し方であったように思われてならない。

また、『『どうせ浮かばれない方ですもの…』と寂しく笑ったさうである』という言葉も、禅僧愚童の生き方からすると理解に苦しむ。獄舎で独り生死の実相を見つめてきた禅者愚童にとって死ははたして「寂しい」ものであったのか。「寂しい」という言葉は、極めて主観的な意味を持つ。置かれた環境、状況、条件等によってさまざまに解釈可能な言葉である。「寂しく笑う」とは、愚童の思念を常識人として忖度した教誨師沼波師の感情移入の表現ではなかったのではなかろうか。

愚童は、死刑判決が言い渡された2日後、死刑執行の4日前の1月20日付けで堺利彦と夫人為子宛に最後の封箴葉書を書き送っている。

「寒い——今日は雪が降るこんな寒い日に火の気のない監房の中で手紙を書くのもあまり面黒くない事であるが扱て死刑の恩命に接して見ると懶しても居られな

いので入監以来多大の厚意を受けし夫人為子さんと先日僕のバイブルを差し入れてくれた君に対して、最後のたよりを書かねばならぬ、

願はくば目をつぶる前に一度遇って大に笑話をしたいのだがそれも出来まい、…先日君の送ってくれたバイブルの中に「義朝は拔身ひつさげ討死せり」と云ふ句があったが、吾等二十四人も近々拔身だけはひつさげて討死する事になった、オット(ママ)幽月だけは列外だ、

こんな馬鹿言つて居る中に用紙が半分なくなつた、併し安心してくれ君の送つてくれたバイブルは死ぬまで読んで居るから」<sup>86)</sup>

この書簡の文中の「バイブル」は聖書ではなく、珍袖本の川柳句集『柳樽』のことである。彼がここで記している「義朝の討死」とは、源氏再興の戦に敗れた義朝が、敗走中の三河で風呂の中で真裸のまま戦い、討死した逸話が種となっている。愚童は最期の時を迎える心境を男子の本懐として「拔身ひつさげ討死せり」の句に記したのである。

愚童には国家権力に服したという意識は何一つない。最後まで王法・悪法不服従の抵抗を貫く禅僧の面目を躍如とさせている。沼波教誨師が語る「寂しく笑った」という表現は、死に動じることなく最期の時まで抵抗の姿勢を崩さない愚童にはあまりにも似つかわしくない作り語のように思えてならない。

## 2 愚童の宗内復権と名誉回復

内山愚童の「宗内擯斥」処分後83年の歳月が流れた平成5（1993）年4月13日、曹洞宗は正式に内山愚童の「宗内擯斥」を取り消し、同年5月6日付の告示で公示した。ここに、愚童の宗内僧侶としての復権と名誉回復が実現したのである。宗内擯斥の処分取消し後の4月25日、曹洞宗は林泉寺境内に顕彰碑を建立、その除幕式と追悼法要を厳修した。顕彰の碑面には『平凡の自覚』から採った一節が刻まれている。<sup>87)</sup>

### 顕 彰 碑 ㊦㊦

カク奮闘シテ得ル処ノ自由トハ如何なる者デアルカ。

一口ニ之ヲ云フナラバ、自己ノ意思ニ従ツテ何事モ行動ヲシ、決シテ他ノ為ニ之ヲ妨ゲ枉ゲラル、事ノ無イ、即チ飽クマデ自己ノ意思ヲ尊重シソレト同等ニ他人ノ意思ヲ尊重シテ、平和ニ生活ヲナシ往ク事デアル。

要スルニ人類ノ終局目的ハ独立自活・相互扶助ニアル。

語ヲ更ヘテ云フナラバ、自由・平等・博愛ノ実現ニアルノデアル。

内山愚童（自筆署名）

手記『平凡の自覚』より

そして、顕彰碑の横に「解説板」が備えられた。その解説板には、愚童の禅僧としての先覚的行実と歴史的評価および愚童の思想と行動を亀鑑として歩む仏教徒としての誓願が次のように記されている。

「最後まで僧侶としての誇りを失わず、理想世界を冀<sup>ねが</sup>い、泰然<sup>たいぜん</sup>として死に臨<sup>のぞ</sup>んだ愚童師に対し、その確固たる信念を永く顕彰し、宗門として『人権の確立・平和の維持・環境保護』を啓発推進していくことを改めてここに誓願します。

2005（平成17）年1月24日」

「1月24日」は、愚童の死刑執行の日、祥月命日の日ということになる。

### 3 高木顕明の宗内復権と名誉回復および峰尾節堂の宗内復権

平成8（1996）年4月1日、真宗大谷派は正式に高木顕明の住職差免および擯斥処分<sup>（1）</sup>の取消し、翌平成9年9月25日新宮市南谷墓地の顕明の墓石の横に顕彰碑を建立した。碑文には、顕明の『余カ社会主義』からの一節、念仏者としての平和と平等への真摯な願いを訴える一文が刻まれている。<sup>（2）</sup>

「諸君よ願くは我等と共に此の南無阿彌陀佛を唱へ給ひ。今且らく戦勝を弄び万歳を叫ぶ事を止めよ。何となれば此の南無阿彌陀佛は平等に救済し給ふ声なればなり。」

峰尾節堂については、平成8年3月25日、節堂が住職であった真如寺の住職と責任役員から「赦免、復階及び復権請願書」が提出された。これを承けて、臨濟宗妙心寺派は同年9月28日、節堂の復階と復権を認め、「復階及び復権之証」を公示した。節堂の墓は、高木顕明と同じ新宮市南谷墓地の共同墓地にある。<sup>（3）</sup>

- (1) 眞田芳憲「戦後七十年に問われる国家の道義性——「千百年後に成就するの鴻基を開くは」——『リーラ遊 Vol. 9 「戦後70年と宗教」』文理閣2015年204頁以下。
- (2) 一戸彰晃「『曹洞宗』は朝鮮で何をしたか」皓星社2012年24頁以下。
- (3) 工藤英勝「日露戦争関連公文書〔資料集〕——曹洞宗『宗報における近代戦争』曹洞宗宗務庁『研究紀要第24号』1993年134頁。
- (4) 柏木隆法『大逆事件と内山愚童〔資料編〕』JCA 出版1979年230頁。
- (5) 中村元訳『ブツダのことば——スッタニパータ』岩波文庫1976年（第22版）69頁。
- (6) 中村元訳『前掲書』128頁。
- (7) 中村元『仏典のことば——現代に呼びかける智慧』岩波現代文庫2004年136頁以下。
- (8) 熊本英人「近代における『正法眼蔵』の刊行について」『印度學佛教學研究』第46

卷第1号平成9年12月128頁以下参照。

- (9) 本稿における道元禅師の著作の引用は、すべて『原文対照現代語訳・道元禅師全集』春秋社による。
- (10) 柏木隆法『前掲書〔資料編〕』JCA 出版230頁。
- (11) E・ベートゲ編／村上伸訳『ボンヘッファー獄中書簡集「抵抗と信従」増補新版』新教出版社2003年321-3頁。
- (12) E・ベートゲ編／村上伸訳『前掲書』345-6頁。
- (13) 森長英三郎『内山愚童』論創社1984年152、156、168、190頁。
- (14) 森平太『服従と抵抗への道：ボンヘッファーの生涯（新版）』新教出版社2004年256頁。
- (15) 柏木隆法『前掲書〔資料編〕』236-7頁。
- (16) 徳富健次郎／中野好夫編『謀叛論他六編・日記』岩波文庫18頁。
- (17) 徳富健次郎／中野好夫編『前掲書』14頁。
- (18) 徳富健次郎／中野好夫編『前掲書』20頁。
- (19) 徳富健次郎／中野好夫編『前掲書』19頁。
- (20) 武安将光『幸徳秋水等の大逆事件』勁草書房1993年131頁以下。  
山泉進『「大逆事件」とはなにか』高木顕明——大逆事件に連座した念仏者——』真宗ブックレットNo.8 真宗大谷派総務所2000年21頁以下。
- (21) 武安将光『前掲書』110頁以下。
- (22) 成石平四郎「無題雑感録及目録」神埼清編『大逆事件記録第一巻新編獄中手記』世界文庫昭和39年311頁。
- (23) 徳富健次郎／中野好夫編『前掲書』24頁。
- (24) 「陳謝表文」と「陳謝表文提出にいたるまでの「内山愚童罪状決定後ノ管長猥下ノ舉借」についていささか長きにわたるが、「宗報」第340号（明治44年2月15日発行）所掲の関連項目を掲げておく。尚、これについては、曹洞宗人権擁護推進本部編『仏種を植ゆる人——内山愚童の生涯と思想』〔資料編〕曹洞宗ブックレット宗教と人権⑧2006年89頁以下参照。

#### 第五 内山愚童罪状決定後ノ管長猥下ノ舉借

一月十九日前記判決宣告文ノ世ニ公ニセラル、ヤ管長猥下ハ恐懼謹慎縦令宗内擯斥後ニ於ケル判決ナリト雖モ其ノ犯罪ノ當時彼カ尚宗内ニ在リテ又末派寺院ノ一ナル林泉寺ニ在リテ大逆ヲ企畫シアリタルハ實ニ 皇室ニ對シ奉リ又國家ニ對シテ末派寺院及僧侶ノ訓導監督ニ遺漏アリタルノ然ラシムル所ナレハトテ内務省ニ進止及措置ヲ問ハル、所アリシニ内務當局ニ於テモ平素宗門ノ尊 皇護國濟世利民ノ本義ニ盡ス所アルヲ以テ本件ヲ偶發ノ事ト諒セラレタルカ如ク別ニ何等ノ指揮スル所ナシ茲ニ於テ管長猥下ハ一月廿二日大本山總持寺貫主猥下ト胥謀ラレ左記ノ如キ陳謝ノ

表文ヲ内務大臣ヲ經テ宮内大臣ニ進達ヲ乞フノ手續ヲ了セラレ其ノ翌廿三日午前  
闕下ニ趨リテ宮内大臣ニ面晤シ懇切周到ニ本件ノ顛末ヲ縷陳シ内務省ヨリ回進スル  
表文ノ執奏ヲ懇請シ具ニ恐懼拜謝ノ禮ヲ盡サレ又 東宮御所ニ趨リテ東宮大夫代ナ  
ル東宮主事ニ面晤シ前同様ノ手續ヲ盡サレ其ノ翌廿四日特ニ内務大臣ニ面晤シテ又  
懇切ニ平素宗門取締不行届ナル結果今回ノ如キ大事ノ發生シタルヲ陳謝セラレ又將  
来一層痛切ニ宗門僧侶ノ指導教訓ニ盡瘁スヘキ旨ヲ誓言セラレ深く其ノ責ヲ引キテ  
國家ニ對スルノ謝意ヲ表セラレタリ（備考）右管長猥下ノ御舉措ニ就テハ宮内大臣  
内務大臣及東宮主事ハ何レモ深く同情ヲ表サレアリシト隨員弘津尚署ハ語レリ  
（陳謝表文ノ寫）

今般兇徒幸徳傳次郎等ノ企畫ハ實ニ千古ノ恨事ニシテ上ハ  
至尊陛下ノ

宸襟ヲ煩シ奉リ下ハ臣民ノ驚愕ヲ招カシムルニ至リタルハ平素布教傳道ノ責ニ任ス  
ル本職等ノ誠ニ恐懼ニ勝ヘサル所ナルニ況ヤ内山愚童ノ如キ曾テ宗門ノ末流ニ在リ  
シ者アルニ至リテハ開教以來常ニ尊

皇護國ヲ以テ本義トスル宗門ニ於テ誠ニ恐懼ノ至リニ勝ヘスシテ身ヲ容ル、ノ地ナ  
ク深く慚謝シ奉ル就テハ今後一層宗内僧侶ヲ指導啓發シ切ニ其ノ本分ニ盡瘁セシメ  
以テ報効ノ實蹟ヲ舉ケシメンコトヲ期ス

右御執奏被成下度奉願上候

明治四十四年一月二十三日

曹洞宗管長 森 田 悟 由 印

宮内大臣子爵渡邊千秋殿

- (25) 大東仁『大逆の僧 高木顕明の真実 真宗僧侶と大逆事件〔資料編〕』風媒社2011年242頁。
- (26) 大東仁『前掲書〔資料編〕』246頁。
- (27) 真宗大谷派「論達第5号」本山文書科『宗報』明治43年（1910）年11月30日、大東仁『前掲書』152頁以下。
- (28) 泉恵機「高木顕明の行実」真宗大谷派宗務所『前掲書』15頁。大東仁『前掲書』154頁以下。
- (29) 『中外日報』明治44（1911）年1月23日、大東仁『前掲書』192頁参照。
- (30) 大東仁『前掲書』213-4頁。
- (31) 「峰尾節堂」については、論者によって姓名を「峯尾」とする者（中川剛マックス『峯尾節堂とその時代 名もなき求道者の大逆事件』風詠社2014年）、在住寺院を「林昌寺」と誤記する者（正しくは泉昌寺）（神崎清編『大逆事件記録第1巻新編獄中手記（解説）514頁）、「真如寺住職退職」とする者（妙心寺派公法機関誌『正法論』第283号所収「管長宣示複演大要」等、論者によって退職後、大逆事件判決言渡し日ま

での節堂の地位・身分について誤記または不正確等不明瞭の記述が見られる。本稿では、臨済宗妙心寺派人権擁護推進委員会『大逆事件に連座した峰尾節堂の復権にむけて』1999年所収の「峰尾節堂年譜」に従うことにした。

- (32) 大東仁『前掲書〔資料編〕』232頁。臨済宗妙心寺派人権擁護推進委員会『前掲書』15、16、56頁。
- (33) 神崎清『前掲書』493-4頁。
- (34) 臨済宗妙心寺派人権擁護委員会『前掲書』7-10頁。
- (35) 中川剛マックス『前掲書』43頁。
- (36) 徳富健次郎／中野好夫編『前掲書』19頁。
- (37) 森長英三郎『前掲書』261頁。
- (38) 森長英三郎『前掲書』262頁。
- (39) 神崎清『前掲書』462頁。
- (40) 池田千尋「西沢学雄上人の遺徳にまなぶ」『啄木文庫』第28号関西啄木懇談会1998年32-3頁。
- (41) 池田千尋『前掲書』33頁。
- (42) 絲屋寿雄『大逆事件』三一書房1960年154頁。
- (43) 中川剛マックス『前掲書』46頁。
- (44) 森長英三郎『前掲書』227頁。
- (45) 森長英三郎『前掲書』228頁。
- (46) 柏木隆法『前掲書〔資料編〕』211-2頁。
- (47) 森長英三郎『前掲書』74頁。
- (48) 柏木隆法『前掲書』28頁。
- (49) 柏木隆法『前掲書』29頁。
- (50) 森長英三郎『前掲書』41-43頁。
- (51) 森長英三郎は、郷里を出るときの愚童の大志がみじめに碎け散り、刀折れ、矢尽きてやむなく叔父青柳賢道の清源院をたずねたという見解をとっている。森長『前掲書』44頁。
- (52) 森長英三郎『前掲書』73-4頁。
- (53) 森長英三郎『前掲書』59-60頁。
- (54) 柏木隆法『前掲書〔資料編〕』225-6頁。
- (55) 柏木隆法『前掲書〔資料編〕』230頁。
- (56) 森長英三郎『前掲書』69頁。
- (57) 神崎清編『前掲書』391頁以下。吉田久一『日本近代仏教史研究』吉川弘文館昭和34年465頁、475頁。柏木隆法『前掲書』142頁以下。石川力山「内山愚童と近代禅思想——戦争・差別・人権に対する仏教者の視座をめぐって」『宗学研究』第34号1992

年187頁。稲垣真美『近代仏教の変革者（改訂版）』大蔵出版1993年155頁。曹洞宗人権擁護推進本部編『仏種を植ゆる人——内山愚童の生涯と思想』曹洞宗ブックレット宗教と人権⑧曹洞宗宗務庁2006年17頁以下。

- (58) 森長英三郎『前掲書』108頁以下。
- (59) 大逆事件被告人の獄中手記は、通常、監獄官吏に差し押さえられ、遺族に渡されることはなかった。監獄から交付された用紙で書いた手記は、すべて官に取り上げられたからである。しかし、『平凡の自覚』の草稿は愚童処刑の数日後に彼の所持品と共に遺族に宅下げされている。このこと自体が、『平凡の自覚』が獄中に執筆されたものでないことを物語る。森長説は、愚童が横浜で拘引されたとき、この草稿は一応証拠品扱いを受け、別に領置目録に記載され、領置品として取扱われたものであるから、手続上当然に遺族に返却されるべきものであったとする（森長『前掲書』110頁）。行刑制度を知悉した弁護士森長氏の法律実務家らしい分析で、説得力ある卓見と言うべきであろう。
- (60) 神崎清『前掲書』解説395頁。
- (61) 柏木隆法『前掲書〔資料編〕』239頁。
- (62) 森長英三郎『前掲書』79頁。
- (63) 根岸監獄収監中の愚童が神戸の小松天愚・小林野花兩名に送った絵葉書（明治42年7月5日付）の中で次のように書き記している。「従来の宗教道徳が其本能性を忘却して消極的に落いつた失敗は忘れ<sup>(ママ)</sup>ではなりません其故に仏義の真宗や基督教の新義はこの弊<sup>(ママ)</sup>を逃れて積極的に愛と慈悲を以って旗印としたのはまた吾等の眼をつける処ではありませんか、されど彼等は情より吾等は理性より」（『証拠物写』四三押第壱号一一四三）尚、前出38頁参照。
- (64) 中村元訳『ブッダの真理のことば・感興のことば』岩波文庫2004年32頁。
- (65) 中村元訳『前掲書』63頁。
- (66) 当時、社会主義者の間では「フリー・ラブ」を善とする者が少なからずいたことについては、中川剛マックス『前掲書』28-9頁：鎌田慧『残夢一大逆事件を生き抜いた坂本清馬の生涯』講談社文庫2015年参照。森長英三郎は、愚童が「孝忠貞を去って自由恋愛を支持するというのは、無政府共産主義の理想社会を描いているのであろうか」と論じている（『前掲書』106頁）。また、柏木隆法も「愚童は完全なフリーラブの原則には立っていないが」としつつも、フリーラブの支持者であるかのように論じている（『前掲書』239頁）。このような論評は、愚童の「伊藤中将姦姦通観」精読の欠如、例えば、愚童は「僕の信仰を率直に申せば」と彼の宗教者として立場を明確にしていることの誤認、それに基づく禅僧としての愚童理解が欠落しているのではないだろうか。「孝忠貞を去る」からとて直ちに「自由恋愛を支持する」と結びつけることは、宗教と倫理の相違を無視した安易な所論のように私には思わ

れる。

- (67) 中村元『前掲書』15頁。
- (68) 柏木隆法『前掲書〔資料編〕』238－9頁。
- (69) 徳富健次郎／中野好夫編『前掲書』15頁。
- (70) 柏木隆法『前掲書〔資料編〕』199－200頁。
- (71) 柏木隆法『前掲書〔資料編〕』201－2頁。
- (72) 柏木隆法『前掲書〔資料編〕』206、209－10頁
- (73) 柏木隆法『前掲書〔資料編〕』202－3頁、205頁。
- (74) 森長英三郎『前掲書』236頁。
- (75) 柏木隆法『前掲書〔資料編〕』202頁。
- (76) 柏木隆法『前掲書〔資料編〕』203頁。
- (77) 柏木隆法『前掲書〔資料編〕』249頁。
- (78) 柏木隆法『前掲書〔資料編〕』212頁。
- (79) 柏木隆法『前掲書〔資料編〕』248頁。
- (80) ランジャナ・ムコパディヤーヤ『日本の社会参加仏教』東信堂2005年5頁以下。
- (81) 森長英三郎『前掲書』7－9頁。
- (82) 吉田久一『前掲書』472－3頁。
- (83) 柏木隆法『前掲書〔資料編〕』257頁。
- (84) 柏木隆法『前掲書〔資料編〕』252頁。
- (85) 「吉祥山永平寺衆寮箴規」『原文対照現代語訳・道元禅師全集⑮清規・戒法・嗣書』春秋社2013年85頁、258頁。
- (86) 柏木隆法『前掲書〔資料編〕』258頁。
- (87) 曹洞宗人権擁護推進本部編『前掲書』56－9頁、107頁以下。
- (88) 本稿前出13頁所掲の『余カ社会主義』の一節を参照。大東仁『前掲書』219頁。
- (89) 臨濟宗妙心寺派人権擁護委員会編『前掲書』59頁以下。

〔附録〕 内山愚童 年譜（愚童の年齢は満年齢による。）

年号	年齢	内山愚童関係	宗教関係	国内関連関係
慶応4年 1868				1月、鳥羽伏見の戦い、戊辰戦争始まる。会津藩降伏、東北平定。小千谷住民、討幕軍から多額の金殺や賦役の徴発。3月、神仏分離令、廃仏毀釈運動起こる。神道の国教化政策。
明治元年 1868				
明治4年 1871			1月5日、寺社領上知令。5月14日、神社の社格及び神官職制制定。7月14日、廃藩置県。8月8日、神祇官を神祇省に改める。10月3日、宗門人別帖廃止。	
明治5年 1872			3月28日、永平寺、総持寺兩本山盟約の締結。両寺一体制の確立。3月、神社仏閣の女人禁制を廃止。4月、僧侶の肉食・妻帯・蓄髪等の許可。10月3日、一宗一管長制定。	
明治6年 1873			1月22日、尼僧の蓄髪・婚姻等を自由とする。	1月10日、徴兵令。
明治7年 1874		5月17日、新潟県北魚沼郡小千谷町（現小千谷市）で第2人妹1人の4人兄弟妹の長男として出生。幼名慶吉。父は直吉、母はカヅ。父直吉は宮大工、後に菓子木型製作職人。		2月、明六社発足。8月、山形、酒田県で「わっぱ騒動」（1万人が参加した石代上納・雑税廃止を求める農民騒動）。この頃、各地で地租改正反対などの農民一揆続発。
明治8年 1875	1歳		1月15日～24日、曹洞宗、宗教振興・宗務匡整を議題として第一次宗派大会議（宗会）開設。	6月28日、新聞紙条例・讒謗律が公布され、反政府運動・言論の取り締まりが強化される。9月3日、出版条例が改正され、出版物が内務省の統制を受けることになる。この年、政府の言論取り締まり強化により投獄される者が続出。11月、「明六雑誌」が余儀なく自主的廃刊にいたる。
明治9年 1876	2歳		転宗、転派の自由許可。	3月28日、廃刀令。
明治10年 1877	3歳			
明治11年 1878	4歳		3月、上州安中キリスト教会設立。	
明治12年 1879	5歳		11月、道元、承陽大師号宣下される。	
明治13年 1880	6歳	7月、小千谷小学校入学。	2月、キリスト教禁止の高札の撤廃・信教の自由。	4月5日、集会条例の制定。政治集会・結社の警察への事前許可制と軍人・教員・学生の集会参加の禁止。
明治14年 1881	7歳		8月、托鉢の禁とかれ、各管長より免許証を交付。 10月11日～25日、曹洞宗第2次未派大会議開催、「本末憲章制定の案」を満場一致で議決。	11月、松方正義大藏卿のデフレ政策。全国的不況に陥り、農村は困窮のどん底。小千谷ちぢみの価格下落、破産する者多く、農民に乞食する者や自殺する者多し。
明治15年 1882	8歳		5月5日、曹洞宗「本末憲章」の制定。明治39年制定の「宗憲」の基礎となる。 10月、曹洞宗大学林専門学本校（駒澤大学）開校。	
明治16年 1883	9歳			4月16日、新聞紙条例改正。

明治17年 1884	10歳			
明治18年 1885	11歳	小千谷小学校卒業。成績優秀、知事から表彰。しばらく家業の手伝い。	8月11日、前年教導職廃止により各宗管長、住職任免等を委任されることになり、曹洞宗宗制を制定。	この年、松方アフレ（紙幣整理のための不況）がその極に達し、米価の低落、高利の借金、納税不能により農地処分を受ける者が10万人を超過。多数の日本人売春婦が、清・安南・シンガポールで生活、上海では800人。婦人売買が問題化。
明治19年 1886	12歳			
明治20年 1887	13歳		9月16日、井上円了、私立哲学館を開校（東洋大学）。この年、大内青巒の「洞上在家修証義」。	11月10日、警視庁、屋外集会の示威運動は3日前に届け出・許可を受けることを命ずる。12月25日、保安条例施行（政治上の秘密結社・秘密集会の禁止、必要に応じて予防処分の措置）。12月28日、新聞紙条例の改正、発行届出制度の設置。
明治21年 1888	14歳		11月、曹洞宗「洞上行持軌範」の編纂。12月、大内青巒「尊皇奉仏大同団」を結成。	
明治22年 1889	15歳		11月、曹洞宗第三次未派大会議開催。	2月11日、大日本帝国憲法発布（施行は1890年11月29日）一絶対神聖な天皇を頂点とする仮想的立憲主義のスタート。3月4日、宮武外骨大日本帝国憲法を風刺して雑誌「頓智協会雑誌28号」発行停止、外骨重禁固3年、罰金100円、東京石川島監獄に収監。 この年、日本最初の経済恐慌。
明治23年 1890	16歳	10月23日、父直吉42歳で病死。	1月25日、曹洞宗両本山貫主「庚寅告諭」。7月、曹洞宗宗門教育制度の確立。「洞上在家修証義」を底本として12月1日、「曹洞教会修証義」を編纂し、全山に公布。	10月30日、教育勅語発布。 この年、全国的恐慌起る。新潟では、能生、佐渡、柏崎で暴動、米屋や地主・酒造家などの富豪が襲われる。軍隊の出勤で鎮圧。
明治24年 1891	17歳			1月9日、内村鑑三、旧一高で教育勅語への拝礼を拒否し、退職を強要。
明治25年 1892	18歳		3月、曹洞宗紛擾惑乱の根底たる両山併立制度の廃止を求める両本山分非事件（能山大本山分離独立事件）起る。和協案提出されるも解決されず、内務省の介入を招く。 曹洞宗僧侶武田範之（1863～1911）朝鮮開教を志向し、釜山で朝鮮浪人の政治結社玄洋社と交際、日清戦争開戦に暗躍。	11月1日、「万朝報」創刊。11月11日松原岩五郎、国民新聞に東京の貧民窟についてのルポルタージュ「最暗黒の東京」を連載し始め、一種のブームの先駆となる。
明治26年 1893	19歳	出郷。一説によれば、哲学館（東洋大学の前身）創設者井上円了家で家庭教師（書生ともいう）として住み込む。また一説によれば、長野や群馬あるいは遠く朝鮮、中国に旅歴したというが、一切不明。	12月5日、「能山独立事件」帝国議会で討論される。 曹洞宗シンガポール布教の開始。	4月14日、出版法・著作権法の公布による言論弾圧と天皇制擁護の強化。
明治27年 1894	20歳		武田範之、日清戦争に従軍、病に罹り釜山に潜伏、後帰国。 9月、永平寺貫主森田悟由禪師「軍人禪話」を説く。 日清戦争に際し、各宗教教団のアジアを中心とする海外布教活発化。	1月、大阪天満紡績工場にストライキ発生。3月29日、朝鮮全羅道で政府の虐政に抗して東学党の蜂起、甲午農民戦争が始まる。 8月1日、日本が清に宣戦布告。8月2日、日清開戦のため、新聞の事前検閲令の公布施行。 戦争ブームで錦絵売れ行き好調。

明治28年 1895	21歳	1月、曹洞宗両山の葛藤終息し、平和克復到来。 10月、武田範之再び渡韓、閔妃暗殺事件に関し逮捕、広島監獄に収監、翌明治29年出獄。	4月17日、山口で日清講和条約の調印。5月4日、三国干渉により政府が遼東半島の全面放棄。 全国各地で日清戦争勝利を祝う催しが盛大に行われる。一方、遼東半島の還付をめぐる世論がわき、「臥薪嘗胆」が流行語となる。
明治29年 1896	22歳	10月20日～11月9日、曹洞宗第四次宗門会議開催。両山分非問題の余波を受けて宗務局対議員の抗争熾烈を極め、議事に入らず流会となる。	4月26日、桑田熊蔵・山崎覚次郎・高野岩三郎らが社会政策研究団体を設立。翌年、社会政策学会と命名。 4月、島根県師範学校、徳島中学校、滋賀商業学校にスト。山口県大島郡に騒擾。12月、門司港沖中土質上げスト。
明治30年 1897	23歳	初春、神奈川県愛甲郡三田村清源院住職、叔父（母の弟）青柳賢道を訪問、曹洞門に入る決意をかためる。 4月12日、同県同郡小鮎村宝増寺住職坂詰孝童（叔父青柳賢道の弟子）について得度、天室愚童と称する。夏同県同郡三田村清源院青柳賢道常恒会首先安居（入衆）。10月、神奈川県足柄下郡早川村海蔵寺で掛錫。	3月3日、足尾鉍毒被害民代表800余名上京陳情。 3月24日、新聞紙条例改正が公布され、発行停止・禁止などの行政処分が緩和される一方、皇室に関する報道が規制強化。 4月6日、東京で高野房太郎らが再建した職工義友会が演説会を行い、労働組合結成を促す文書「職工諸君に寄す」を配り、日本における近代的労働運動成立の年となる。7月5日、労働組合期成会の設立。12月1日、片山潜が本格的な労働運動の機関誌「労働世界」を創刊。12月1日、東京で鉄工組合の結成。組合員1200名。 この年、北陸・東北に米騒動が多発（9～11月だけでも32件）。
明治31年 1898	24歳	曹洞宗第2中学林本科（足柄上郡松田村延命寺内か）に入学。	2月24日、日本鉄道の機関手らがストライキ突入（わが国最初の鉄道関係争議で、明治時代最大と言われる労働争議）。2月10日、群馬三井富岡製糸所で労働条件改定に反対して女子従業員がストライキ突入。 10月18日、安部磯雄・片山潜・幸徳秋水らが社会主義研究会を結成。
明治32年 1899	25歳	2月23日、曹洞宗第2中学林本科修業。 4月、海蔵寺認可僧堂に再掛錫（修学）、海蔵寺認可僧堂安居証明を取得。同僧堂説教試験登第証を取得。	4月30日、横山源之助が『日本之下層社会』を出版。 9月27日、足尾鉍毒被害民7000人余が政府に請願のため上京。10月2日、東京で幸徳秋水・樽井藤吉らが普通選挙期成同盟会を設立。
明治33年 1900	26歳	冬、神奈川県愛甲郡三田村清源院住職和田寿静常恒会において立職（立身）。	1月28日、社会主義研究会の改組、社会主義協会となる。会長に安部磯雄、幹事に片山潜が就任。幸徳秋水らも参加。 2月13日、足尾銅山の鉍毒被害民が政府に陳情のため上京の途中、川俣で警官と衝突、負傷者多数。2月15日、田中正造が足尾鉍毒被害民の請願運動弾圧に対して、衆議院で政府に抗議の質問、足尾鉍毒被害者救済決議案を提出する。 3月10日、集会及び政社法の廃止と治安警察法の公布。教員・学生の政治結社参加の禁止、女子・未成年者の政治集会の禁止。警官の集会への臨監・解散の権限等は従来のまま。

明治34年 1901	27歳	10月10日、神奈川県足柄下郡温泉村林泉寺兼務住職宮城実苗の室に入りて、宝珠院で嗣法（伝法）。	11月28日、曹洞宗「軍人布教規定」の制定施行。（第1条 曹洞宗両本山ハ陸海軍人ノ志気ヲ涵養スル為メ軍隊所在地ニ布教師ヲ常在セシメ軍人ノ化導ニ従事セシム）	4月、幸徳秋水『廿世紀之怪物帝國主義』発刊。 5月18日、片山潜・安部磯雄・幸徳秋水らがわが国最初の社会主義政党社会民主党を結成。20日、結社禁止。わずか3日の生命。宣言書記載の雑誌・新聞も発禁処分。9月10日、労働組合期成会・鉄工組合・日鉄矯正会などが大日本労働団体連合本部を結成。 12月1日、中江兆民死亡（55歳） 12月10日、田中正造代議士を辞任、天皇に足尾鉍毒事件を直訴。翌年、政府により鉍毒調査委員会の発足。
明治35年 1902	28歳	7月7日、曹洞宗大本山永平寺で瑞世・転衣を許され、愚童和尚と呼ばれることになる。 老齢かつ病弱の宮城実苗の看護。実苗に代って、林泉寺の寺務の一切を処理、同時に当初から「寺小屋学級」での教授指導や「青年組合」の結成と社会教育の実践に取り組む。		3月15日、警視庁が、4月3日に開催予定の二六新報社主催第2回日本労働者大懇親会を禁止。5月、青森と北海道で労働者大懇親会が開催され、労組設立が決議。7月15日、広島呉海軍工廠で職工1600人が就業規則改正などを求めて騒擾。16日、5000人がストに入るが、軍隊により鎮圧。11月19日、大阪中河内郡鴻ノ池新田の農民300人が、小作料の引き下げを要求して暴動。
明治36年 1903	29歳	2月2日頃までに海蔵寺認可僧堂で再々掛錫。 4月5日、宮城実苗遷化、5月12日、愚童小千谷の戸籍を大平台に移籍。事実上住職として寺務を執り行う。 林泉寺檀家大平台の住民40戸前後。当時、大平台には温泉はなく、観光資源もなし。木工細工生産を職とする。耕作地は劣等地。		6月、内村鑑三が「聖書之研究」や万朝報で日露非開戦論・戦争絶対反対を論じ始める。 7月5日、幸徳秋水『社会主義神髓』を出版し、非戦運動にのりだす。 10月12日、内村鑑三・堺利彦・幸徳秋水らが、週刊「平民新聞」の創刊。第2号（明36・11・22）「予は如何にして社会主義者となりし乎」の原稿募集、第3号から掲載始まる。
明治37年 1904	30歳	1月17日、愚童週刊「平民新聞」第10号に「予は如何にして社会主義者となりし乎」寄稿。同新聞第12号（明37・1・31）「読者と記者」欄に「貴族・富豪を社会主義に感化する手段」について寄稿。 2月9日、正式に大光山林泉寺住職に任命。 2月21日、同新聞第15号に「兵士の母」を寄稿。7月10日、同新聞第36号（37・7・10）「箱根大平台より」を寄稿。 9月10日、石川三四郎、加藤時次郎の子時也を連れて林泉寺訪問。その日の夜、石川大平台村民30余名に消費組合など社会主義の話をする。大平台における社会主義の第一声にして、愚童の構想とする「夏期平民倶楽部」の記念すべき第1号。	1月、曹洞宗、海外布教者補助金を支給。 2月10日、曹洞宗、忠君報国の精神を説く宗令を発す。 2月11日、日本ロシア正教会のニコライ主教、全信徒に「戦争に際し日本国民としての忠義の本分をつくせ」と教書を与える。この頃、正教会に対する迫害があいつぐ。 日露戦争に際し、各宗教教団の海外布教活発化。 武田範之、曹洞宗朝鮮布教教師に任ぜられ、また宗会議員となる。	1月14日、東京 社会主義大演説会が開かれ、対露開戦反対を主張する。 2月10日、日本、ロシアに対して宣戦布告。 「平民新聞」第20号（明37・3・27）社説「嗚呼増税」（幸徳秋水執筆）発禁、編纂・発行人堺利彦軽禁錮2月の判決。 9月1日、与謝野晶子「君死にたまふこと勿れ」の詩を『明星』に発表。 「平民新聞」第52号（37・11・6）「小学教師に告ぐ」（石川三四郎）と「戦争に対する教育者の態度」（無価珍子）発禁、発行人西川光次郎印刷人幸徳秋水各軽禁錮5月、罰金50円、新聞発行禁止の判決。11月13日、同新聞が幸徳秋水・堺利彦の訳した「共産党宣言」を掲載し、発禁処分。 11月16日、社会主義協会が結社禁止命令を受け、解散。社会主義運動に対する弾圧露骨。

<p>明治38年 1905</p>	<p>31歳</p>	<p>8月13日、愚童、7月に獄中から8月6日から小田原加藤時次郎別荘で静養中の幸徳秋水と初対面。愚童、秋水と堺利彦と「鼎座して禅を論ず」。</p> <p>9月10日頃、愚童、伊藤證信の大日堂・無我苑を訪問、初対面で3時間ほど対話し、さらに堺利彦宅で泊まり帰寺。愚童、伊藤證信の「無我の愛」運動に意気投合。箱根芦の湖畔に修道苑の計画を立てる。</p> <p>10月13日、東海道を社会主義の伝道行商中の小田頼造と山口義三小田原に到着、15日、林泉寺で青年を集めて愚童と共に社会主義の談話を聞く。</p> <p>伊藤證信に宛てた「此地に仏種を植ゆる」の書簡（明治38年12月初旬頃）の中で「本山の魔窟より発する偽法には堪えられません」「住職罷免のあるまでは」「今は四面楚歌の聲で、いつ落城するやわからない」と書き送る。</p>	<p>正月、末世福音教会矢部喜好、良心的兵役拒否、軽禁固2ヵ月、出獄後看護卒補充兵として在営。</p> <p>2月、伊藤博文、朝鮮統監に就任。</p> <p>3月、曹洞宗、全山僧侶に対し、「天皇陛下の臣民」「仏祖の児孫として戦争に協力し、慈悲孝順の願行と忠実至誠の精神をもって忠君愛国の本分を尽すよう説く。</p> <p>4月、真宗大谷大学の伊藤證信、巢鴨の大日堂で無我苑を開き、6月10日「無我の愛」を創刊。愚童も「無我の愛」を購読。</p> <p>10月25日、伊藤證信「無我の愛」第10号を脱宗号とし、僧籍を返上し、真宗大谷派から離脱。</p> <p>11月10日、安部磯雄・木下尚江・石川三四郎らキリスト教社会主義者が、「新紀元」を創刊。20日、西川光二郎・山口弧剣ら非キリスト教系は「光」を創刊。この2つの機関紙は、明治40（1907年）1月統合されて日刊「平民新聞」として発行。</p> <p>12月10日、伊藤證信「無我の愛」第13号</p>	<p>2月28日、幸徳秋水・西川光二郎入獄。7月、出獄。11月、秋水アメリカに亡命。</p> <p>週刊「平民新聞」第64号（38.1.29）廃刊。加藤時次郎の週刊新聞「直言」を譲り受け、週刊「平民新聞」の後継紙とする。</p> <p>5月1日、平民社が「メーデー茶話会」と称して初のメーデー集会。</p> <p>8月14日、オランダ・アムステルダムで第2インターナショナルの第6回大会。日本の片山潜とロシアのプレハノフ、「共通の敵は帝國主義・軍国主義」と壇上で固い握手。</p> <p>9月5日、アメリカ・ボーツマスで日露講和条約が調印される。9月5日、東京 日比谷公園で講和問題同志連合会主催の講和反対全国大会が開かれ、群衆が暴徒化、内務大臣官邸・警視庁・新聞社などを襲う。6日、東京府下に戒厳令が施行。</p> <p>10月9日、議会議政策派の田添鉄二らと、直接行動派の幸徳秋水らの対立が深刻化し、平民社が解散する。</p> <p>11月10日、安部磯雄・木下尚江・石川三四郎らキリスト教社会主義者が、「新紀元」を創刊。20日、西川光二郎・山口弧剣ら非キリスト教系は「光」を創刊。この2つの機関紙は、明治40（1907年）1月に統合されて日刊「平民新聞」として発行。</p>
<p>明治39年 1906</p>	<p>32歳</p>	<p>伊藤證信との親交を深め、互いに往来する。「専心修道と伝導に従事」を目的とする修道苑の開苑計画（明39年9月26日付書簡）、修道苑の機関紙として「神奈川教報」の発行計画（明39年11月18日付書簡）を進める。</p>	<p>7月1日、曹洞宗宗門独自の発意により、宗憲の制定、発布。</p> <p>武田範之、韓国統監府の設置とともに渡韓し、日本仏教の進出を図り、日韓合邦の推進に活動。</p>	<p>1月7日、桂内閣に代って第一次西園寺内閣（内務大臣原敬）の成立。「社会主義も世界の一大風潮、みだりに警察力で弾圧すべきでない」との新方針の発表。山県有朋系旧勢力断固反対。西園寺内閣の方針撤回要求。</p> <p>2月24日、片山潜、堺利彦、西川光二郎ら日本社会党を結成。</p> <p>3月11日、東京で市電値上げ反対市民大会が開催。15日には、1600人余がデモを行い、軍隊・警察と衝突。</p> <p>3月、政府が東北地方の大飢饉で被害が大きかった福島・宮城・岩手県などで救済事業を開始。</p> <p>6月9日、牧野伸顕文相が社会主義防止のため学生の思想・風紀の振興についての訓令を通達。</p> <p>6月28日、23日にアメリカより帰国した幸徳秋水が、神田錦輝館の日本社会党演説会で演説し、直接行動論（総同盟罷工）を主張する。</p> <p>8月18日、広島呉海軍工廠の職工が争議を起す。</p> <p>この年、1月青森大湊の海軍修理工場、2月には東京石川島造船所でストライキが相続いた。12月、大阪砲兵工廠で1万6000人の職工全員参加のストが計画、憲兵隊の徹底した捜査で争議は未発。</p> <p>この年の年間争議件数は13件、参加者は2037人におよぶ。</p>

<p>明治40年 1907</p>	<p>33歳</p>	<p>1月9日～15日、神奈川県農村を托鉢しながら巡回視察、小作人の貧困の実情を調査、翌1908(明41)年の『無政府共産』出版・頒布準備の活動か？。</p> <p>1月、『神奈川教報』を発行。3月、日刊『平民新聞』の「新刊紹介」欄に「神奈川教報(第3号)箱根大平台住職にして、古き社会主義者なる内山愚童氏の発行する所、宗教問題及び社会問題につき毎号有益の記事多し」とある。現在一冊も発見されていないので、内容は不明。</p> <p>この頃、日本の古代史、南北朝史、「大谷派の明治史」に関心を持つ。—『無政府共産』の準備のための研究か？—</p> <p>6月3日、箱根山中の水力発電工事現場で60余名の建設作業員がダイナマイトをとって大乱闘、愚童「労働者の勢力が高大であることを知った」とし、「この勢力を人の最大幸福のためにするよう導くこと」の重要性を説く。</p> <p>10月9日、上京、堺利彦宅5泊、西川光二郎宅1泊。直接行動派に傾く。</p> <p>12月6日(消印)、巢鴨監獄在監中の石川三四郎宛に仏法・正法の道を天職とする旨の葉書を送る。</p>	<p>1月、武田範之、一進会会長李溶九と会見、相談役となる。</p> <p>1月15日、幸徳秋水・堺利彦・荒畑寒村らが日本社会党の機関紙として日刊「平民新聞」を創刊(発行兼編集人石川三四郎)。3ヵ月後の4月14日、75号をもって終刊。</p> <p>1月21日、東京 東京株式市場が大暴落。日露戦後の恐慌の始まり。</p> <p>2月4日、栃木足尾銅山で大暴動。ダイナマイト使用で軍隊出動。日露戦争後に頻発した労働争議の中で最も激烈。1月に創刊されたばかりの平民新聞、西川光二郎を現地に派遣。騒動の状況を連日同紙に報道。幸徳秋水ら直接行動派に大きな影響を与える。</p> <p>2月5日、幸徳秋水、同新聞に「余が思想の変化」を発表、直接行動論を主張する。14日、田添鉄二が「議会議政策論」を書いて反論。2月17日、日本社会党第2回大会が開催。議会議政策派と直接行動派が対立。党則「国法の範囲内に於て社会主義を主張す」を「社会主義の実行を目的とす」に改正したため、22日、結社禁止処分を受ける。</p> <p>3月、後に大逆事件の次席検事沼田一郎、独・仏・英国に無政府主義者取締りの研究派遣。</p> <p>6月25日、田添鉄二・片山潜らが日本社会平民党を結成。27日結社禁止。</p> <p>3月と7月の夕張炭鉱、6月の愛媛別子銅山など、全国各地で240件を超える労働争議が発生。別子銅山争議では暴動化し、軍隊も出動。</p>
<p>明治41年 1908</p>	<p>34歳</p>	<p>1月、武田範之、朝鮮仏教統一機関、円宗宗務院を設立、顧問となる。</p> <p>12月、曹洞宗「曹洞宗韓国・満州開教規定」を發布。</p>	<p>2月16日、社会主義同志会が、片山潜派と西川光二郎派に分裂する。</p> <p>3月3日、東京 麻布の歩兵第1連隊で兵卒32人の脱走事件。18日には、大坂の第62連隊でも脱走事件。</p> <p>6月2日、大阪で友禅染の職工1800人が、待遇改善などを求めてストライキ。</p> <p>6月22日、赤旗事件—大逆事件のフレーム・アップの前哨戦。荒畑寒村・大杉栄・幸徳秋水の直接行動論支持する一派が、山口義三(孤剣)の出獄歓迎会で「無政府共産」の赤旗を掲げて警官と衝突し、検挙される。実刑判決。事件そのものは、直接行動派の議会議政策派に対する示威行動。山県有朋らは、社会主義弾圧強化の好機とし、社会主義運動に比較的寛容だった第一次西園寺内閣を辞職に追い込む(7月4日)、「西園寺、山県により毒殺されたり」との世論。</p> <p>7月14日、第二次桂内閣成立。社会党撲滅をスローガンの一つとして社会主義運動弾圧・厳罰主義の方針に転換。</p> <p>8月、米穀検査規則の施行により組織的小作争議が西日本を中心に全国的に激化。</p> <p>8月27日、愛媛の別子銅山四阪島精錬所の煙害問題で、農民1500人余が住友鉱業事務所押しかける。</p>

<p>明治41年 1908</p> <p>34歳</p>	<p>8月12日、大石誠之助の勧めもあってか？秋水林泉寺を訪問、2泊。その滞在中、愚童、秋水の暴力革命の可能性について同意すれども時期尚早とし、秘密出版を説く。秋水が出版を急いでいたクロボトキンの『麵麩の略取』の原稿を借りて読み、無政府主義の何たるかを知る。</p> <p>秋水の林泉寺来訪で愚童に対する警察の目は一変、以後重要注意人物として警察の監視を受ける。</p> <p>9月、印刷機を買うために上京、秋水宅に滞在。</p> <p>10月末、『入獄記念・無政府共産・革命』の秘密出版。日刊「平民新聞」の読者名簿によって全国に発送。</p> <p>11月、『道徳非認論』の秘密出版。表紙に「△財産は盗奪なり、国家と法律とは、盗物の保護者なり△道徳と宗教は泥坊の為に番頭の役を勤むる者なり△世に人を統治せんとする念よりも、尚不正なるもの唯一あり、則ち之に服従せんとするの意志なり。」</p> <p>裏表紙に △無政府主義は暴力を以て平安なるこ（個）人を脅かさんとするものに反抗す。</p> <p>△こ（個）人が、なすべからざる所の罪悪は、政府も亦之を行ふべからざるものなり。</p> <p>△若しも政府が、少しにても、人民の為に必要なることをなし能ふとせんか、そは人民が自ら、政府の助けを借らずして、なし能ふ所のみ。</p> <p>△ 正直なる人間の為に、必要なる保護は、ただ国家といふ盗賊の害に対する防禦のみ。</p> <p>△今の教育は、人をして上に向って卑屈従順ならしめ、下に向って倣まん不そん、ならしむるの積古なり。</p> <p>△すべての政府は最も陰悪にして、又最も压制なるものは人民の一部分によって、自由にし（支）配せらるべき所謂代ぎ（議）政体是なり。</p> <p>11月3日、愛媛県亀崎の宮下太吉『入獄・無政府共産』50部受け取り、一読して感動。</p> <p>11月10日、宮下東海道線太府駅で天皇列車通過の際の大衆に『無政府共産』を配布、社会主義の伝道効果なく、天皇暗殺を決意。</p> <p>11月15日、『帝国軍人座右之銘（「新兵諸君に告ぐ」）』の秘密出版。</p>		<p>10月13日、戊申詔書が発布。日露戦争後の世情の「慳佻浮薄」をいましめ、国家の発展のために国民に勤儉節約を要請し、社会主義・個人主義の台頭を憂慮、国体の尊重を説き、社会主義の掃蕩を目的とする。教育勅語とともに重視された。</p>
----------------------------------	---	--	---

<p>明治42年 1909</p>	<p>1月13日、秋水宅を訪問し、泊。翌14日、秋水宅で坂本清馬、神川マツと共に「爆裂弾」の図を見「一場ノ談話」として「遣ッ付ケルナラバ倅（皇太子のこと）デアル、倅ノ方ガ遣ッ付ケルニハ容易デアル…」と放談。</p> <p>1月16日、帰寺の途中横浜の曙会の田中佐市を訪問、『無政府共産』の反響を確認。田中宅に一泊、13日の「一場ノ談話」も再び話し合われたが、「笑い話」「空想の話」。</p> <p>1月22日（福田英子宛手紙）、寺を出て1ヵ月以上神奈川県下農村を行脚。檀家のひんしゅくを買う。心の入れ替えを願って永平寺の夏安居の前安居4月15日結制、7月15日解制に出ることで決着。</p> <p>愚童自身いまま一つ関西の社会主義者や無政府主義者と面談伝道の目的もあった。大平台での愚童、人々の信頼、尊敬されていた。</p> <p>4月9日、横浜曙会の田中佐市ら『無政府共産』『無政府主義道徳否認論』を横浜貧民街で無差別配布。警察、秘密出版物の版元は愚童であると疑い始める。</p> <p>4月17日、大本山永平寺へ行く途中名古屋屋に下車、名古屋の社会主義者と話し合う。</p> <p>4月18日、永平寺着。重要要注意人物として寺と警察の監視下に置かれる。</p> <p>5月18日、永平寺立出。</p> <p>5月20日、大阪で大阪グループ（武田九平、三浦安太郎、武田伝次郎ら）と合う。話の中で愚童「倅サエヤレバ親爺喫驚シテ死ンデ仕舞フ」と大笑いで語る。その日のうちに神戸に移り、神戸グループ（岡林寅松・小林丑治ら）と合う。</p> <p>5月23日、愚童の帰寺を待ちあぐねた警察は、不在中の家宅捜査を決意するが、檀家総代から「愚童を呼び戻すから待て」と拒否。連絡先永平寺別院に連絡。</p> <p>5月24日、箱根に入る手前、国府津駅で強制連行、出版法違反、爆発物取締罰則違反で横浜で逮捕。</p> <p>5月30日、出版法違反予審に付され、後ダイナマイトが発見されたことで、爆発物取締罰則で予審請求。</p> <p>8月27日、予審終結。出版法違反及び爆発物取締罰則違反横浜地方裁判所の公判に付される。</p> <p>10月26日、「無題遺稿」（獄中にての所感）—公判での陳述用の草稿？</p> <p>10月27日、公判。人定訊問後、傍聴禁止。公判の様様不明。</p> <p>11月5日、判決。出版法違反については禁錮2年、爆発物取締罰則違反については懲役10年。控訴して身柄は東京監獄に移監。</p>	<p>1月11日、東京亀戸の東洋モスリン会社で、職工800人が賃上げを要求してストライキを行う。</p> <p>1月30日、クロボトキン著・平民社訳の「麵麩の略取」が発禁処分を受ける。5月6日、新聞紙法が公布され、発売頒布禁止の行政処分権が復活する。5月、警視庁が、両国で開かれた詩人や画家の会「パンの会」を社会主義者の会と誤認して警戒、話題となる。</p> <p>9月13日、文部省が直轄学校に対し、戊申詔書の趣旨を徹底するよう訓令を発する。</p> <p>10月26日、伊藤博文が中国ハルビン駅頭で暗殺される。</p> <p>7月6日、愚童、「一退隠明治42年7月6日論旨住職ヲ退ク」（宗門履歴）—依願退職の形式をとっているため懲戒ではないが、実質的には罷免。</p>
-----------------------	--	--

<p>明治43年 1910</p>	<p>36歳</p>	<p>3月31日、爆発物取締罰則違反事件の控訴公判。出版法違反事件の控訴はすでに取り下げ、服役。 4月5日、爆発物取締罰則違反事件に対して懲役5年の判決、上告するが取り下げ、下獄。両刑あわせて実刑7年の判決確定。 7月中旬、横浜監獄で服役中の愚童を東京監獄に移して取調べ開始。 10月18日、大逆罪被告人として追起訴。以後12日、13日、14日、15日、16日、19日、20日、21日、22日、23日、24日と連日開廷、審理。 12月10日、大逆事件、大審院第1回公判。12月15日、公判での愚童初尋問。 12月25日(日曜日)、検事論告。論告では「陰謀」と「予備又は予備の加功」に分けられ、愚童は一番軽い「陰謀」組に入れられるが、12月29日、最後の論告で全被告人に極刑が求められる。</p>	<p>武田範之、朝鮮仏教研究会会長李晦光と謀り、曹洞宗管長石川素堂と交渉、朝鮮円宗と日本曹洞宗の合併(円宗の曹洞宗への従属化)を図るが、連合条約露見、反対運動起き、帰国。 5月25日、大逆事件の検挙開始。天皇の暗殺を企てたとして、宮下太吉・新村忠雄・新村善兵衛、長野県屋代署に拘引、家宅捜査。 5月26日、松本署古河力作と幸徳秋水を共犯と認め、令状を作製。 5月31日、幸徳秋水・菅野須賀子・宮下太吉・新村忠雄・新村善兵衛・古河力作・新田融の起訴決定。大審院に予審開始の請求。 6月1日、秋水を湯河原で逮捕。 6月21日、愚童、曹洞宗「宗内撥付」に処せられ、僧籍剥奪。 12月15日、第14次曹洞宗議会で宗務院総務弘津悦三の「無政府」「共産主義」批判(『宗報』第336号)。</p>	<p>12月、アメリカでエマ・ゴールドマンの雑誌『マザー・アース』(1910年12月)で“Barbarism in Japan”(日本における暴虐)が登載、24名の社会主義者たちに対する不当かつ暴虐な死刑に対し強烈な抗議が開始。この抗議の運動が、漸次欧米諸国に波及。</p>
<p>明治44年 1911</p>	<p>37歳</p>	<p>1月18日、判決言い渡し。全員有罪。内山愚童死刑宣告。 1月19日、死刑判決24名の半分の12名が特赦により無期懲役に減刑。 1月23日、宮内次官河村金五郎から元老山県有朋への書簡(死刑の言渡し後、聖恩により減刑、裁判官も同意。) 1月24日、幸徳秋水・内山愚童等計12名死刑執行。但し、内1名の菅野須賀子の死刑執行は翌25日。 1月27日、遺言により林泉寺境内墓地に埋葬、墓碑名はなし。</p>	<p>1月23日、曹洞宗管長「陳謝表文」を宮内大臣に提出。 2月15日、曹洞宗「論達」「説示」(『宗報』第340号) 2月16日～18日、曹洞宗全山あげて全国規模の大研修会。</p>	<p>1月15日、欧米各国の社会主義者からののおびたしい抗議に狼狽した日本政府、「逆徒判決証拠説明書」を在外各大公使館に送り、かつその英訳をこの日国内諸英字新聞に発表。法曹間において、公判公開禁止にかかわらず、公判内容の公表は憲法59条及び裁判所構成法121条に違反、不法の措置とする議論噴出。 1月27日、フランスの革命党員、幸徳等の死刑執行に抗議の集会。日本大使館バリ警察に保護される。スペイン・バルセロナで同事件で抗議集会。スペイン首相日本大使館に攻撃あるときは、直ちに集会禁止の命令。 1月29日、ニューヨークのウエブスター・ホールで幸徳ら処刑抗議の大集会。終わってデモ隊千余名、日本領事館に向かおうとして官憲と衝突し、拘引者5名を出す。 2月1日、徳富蘆花、旧一高で「謀叛論」と題して講演、幸徳らへの死刑執行を批判。一高校長新渡戸稲造の譴責問題にまで発展。 2月6日、三宅雪嶺国学院大学で「四恩論」と題して講演、事件の責任は政府にあると批判。 3月29日、日本最初の労働立法である工場法が公布。但し、女子の深夜業の禁止や15人以下の零細工場への適用は見送られる(1916.9.1施行)。 5月2日?、内務省幸徳事件の再発防止のため全国の府県警察部に「準社会主義者」を含め危険思想の取締り強化を指示。 8月21日、警視庁に社会運動の取締りを専門とする特別高等課を設置(特高警察設置の始まり)。</p>

昭和19年 1944			
昭和20年 1945			8月14日、日本ボツダム宣言受諾。15日、終戦の大詔。9月2日、降伏文書調印。第2次世界大戦の終了。
昭和21年 1946		6月、日本宗教連盟の結成。	
昭和22年 1947		5月、日本宗教連盟主催による「全日本宗教平和会議」が開催。	2月24日、大逆罪で服役中の坂本清馬、無期懲役の「効力を失わしめられる」として特赦を受ける。 5月3日、新憲法施行。
昭和23年 1948			
昭和24年 1949			
昭和25年 1950			
昭和26年 1951			
昭和27年 1952			10月、坂本清馬「逆徒といわれて一在獄25年・幸徳事件の真相」を『中央公論10月号』に発表。11月、「再審請求書」を執筆。
昭和28年 1953			
昭和29年 1954		3月、日本宗教連盟核兵器実験禁止声明を発表。	
昭和30年 1955		8月、宗教世界会議を東京で開催。	
昭和31年 1956			
昭和32年 1957			
昭和33年 1958			
昭和34年 1959			
昭和35年 1960			2月23日、「大逆事件の真実をあきらかにする会」の結成。
昭和36年 1961			1月13日、坂本清馬、大逆事件死刑判決50周年目を期して、刑死した社会運動家森近運平の妹・栄子と東京高裁に再審請求を起す。
昭和37年 1962		10月、ローマ教皇ヨハネ23世、第2バチカン公会議を招集。	
昭和38年 1963		4月、ローマ教皇ヨハネ23世回勅「地上に平和を」発表。	9月13・14日、東京高裁で4時間にわたる審尋陳述を行う。
昭和39年 1964			
昭和40年 1965		12月8日、第2バチカン公会議「教会憲章」[エキュメニズムに関する教令]などを発表し、閉会。	12月1日、再審請求棄却。直ちに最高裁へ特別抗告。

昭和41年 1966			6月2日、弁護士90余名が東京高裁長谷川裁判長を衆議院の裁判官訴追委員会に訴追請求。9月20日、最高裁、事件を大法廷へ移管。9月28日文化人、遺族ら136名が最高裁および訴追委員会へ請願書提出。
昭和42年 1967			7月5日、最高裁判所大法廷が大逆事件の各抗告を破棄する。12月20日、裁判官訴追委員会も訴追しないと決定。
昭和43年 1968		1月、インドのニューデリーでガンジー生誕百年を記念して開催された「平和に関する国際宗教シンポジウム」で「世界宗教者平和会議」開催の提案。	
昭和44年 1969		5月、日本宗教連盟「世界宗教者平和会議」の日本開催とその受け入れ開催機関となることを決定。	
昭和45年 1970		10月16日～21日、第1回世界宗教者平和会議（WCRP I）京都で開催。	
昭和46年 1971			1月24日、幸徳秋水生誕百年刑死60年記念祭（高知県中村市）。
昭和47年 1972			
昭和48年 1973			
昭和49年 1974		8月28日～9月3日、第2回世界宗教者平和会議（WCRP II）ベルギー・ルーベンで開催。	
昭和50年 1975		4月、WCRP日本委員会「平和大学講座」の開催。	1月15日、坂本清馬、高知県中村市で死去（享年89歳）。3月24日、東京で追悼会（大逆事件の真実をあきらかにする会主催）。12月10日、森近栄子死去。
昭和51年 1976		11月25日～30日、第1回アジア宗教者平和会議（ACRP I）シンガポールで開催。「インドシナ難民救済決議」を採択。	
昭和52年 1977			
昭和53年 1978			
昭和54年 1979	「内山愚童を偲ぶ会」の結成。以来、毎年1月24日、林泉寺で法会が厳修、その後会食しながら懇談会が開かれる。	8月29日～9月7日、第3回世界宗教者平和会議（WCRP III）プリンストンで開催。日本代表団の一人曹洞宗宗務総長町田宗夫師が部落問題について差別発言。	5月、水上勉「箱根大平台の林泉寺」読売新聞社「知られざる魅力箱根・小田原」。
昭和55年 1980			
昭和56年 1981			
昭和57年 1982			
昭和58年 1983			
昭和59年 1984	12月8日、曹洞宗人権擁護推進本部、内山愚童師への募参を始める。		
昭和60年 1985			

昭和61年 1986			
昭和62年 1987			
昭和63年 1988			
平成元年 1989			
平成2年 1990	11月30日、曹洞宗宗務庁職員（共済会）内山愚童師へ墓参。		
平成3年 1991			
平成4年 1992	1月10日、林泉寺木村正壽師、愚童師名誉回復の「嘆願書」を宗務総長に提出。 2月、第69回通常宗議会で横山敏明議員が「内山愚童師の宗門的復権・名誉回復について」の通告質問をする。		
平成5年 1993	1月22日、曹洞宗宗務庁書記会、内山愚童師追善法要を厳修。 2月、第70回曹洞宗通常宗議会で「同和」審議会委員である宗議会議員6名の紹介により「内山愚童師の名誉回復」の請願を提出。 4月13日、内山愚童の宗内攘斥の処分取消。 7月1日、「乙号」で宗内攘斥の処分取り消しを告示（宗報694号）。 9月6日、神奈川県曹洞宗青年同志会、内山愚童師名誉回復追善法要を厳修。		
平成6年 1994	8月30日、曹洞宗宗議会議員、内山愚童師名誉回復追善法要を厳修。		
平成7年 1995			4月2日、真宗大谷派（東本願寺）宗務総長能邨英士、全戦没者追弔法会で高木顕明について言及。
平成8年 1996			真宗大谷派機関誌『真宗3月号』で「高木顕明師の名誉回復について教団あげて取り組んでいく」ことを表明。 4月1日、告示第10号「住職差免並びに攘斥処分の取り消しについて」を発し、高木顕明師の教団内処分を85年ぶりに取り消す。 9月28日、臨済宗妙心寺派、大逆事件連座により無期懲役となった同派僧侶峰尾節堂の攘斥処分を取り消し、復階及び復権。
平成9年 1997			9月25日、真宗大谷派（東本願寺）、和歌山県新宮市南谷に高木顕明師顕彰碑建立。
平成10年 1998			第1回遠松忌開催される（6月21日）。
平成11年 1999			第2回遠松忌開催される（8月1日）。（第3回以降の開催については未確認。）
平成12年 2000			

平成13年 2001			
平成14年 2002			
平成15年 2003			
平成16年 2004			
平成17年 2005	4月25日、曹洞宗、「顕彰碑」を林泉寺境内に建立、除幕式と追悼法要を挙げる。		
平成18年 2006			
平成19年 2007			
平成20年 2008			
平成21年 2009			
平成22年 2010	「内山愚童を偲ぶ会」、愚童師百回忌の法会の厳修を以て解散。		

〈参考文献〉

本論文を構想し、論を進めるにあたって、先行作業として本「内山愚童年譜」を作成することにした。本年譜を作成し、そこで明らかにされた時間軸と空間軸の交錯する座標の中で愚童の思想と行動の軌跡をより明確にしたいと考えたからである。本年譜を作成するにあたって使用した主要な参考文献を掲げておく。

- ①金岡秀友・柳川啓一監修『仏教文化事典』佼成出版社1989年
- ②宇野俊一・大石学・小林達雄・佐藤和彦・鈴木靖民・竹内誠・濱田隆士・三宅明正編『日本全史（ジャパン・クロニック）』講談社1994年（第3刷）
- ③絲屋寿雄『大逆事件』三一書房 1960年
- ④柏木隆法『大逆事件と内山愚童』JCA 出版1979年
- ⑤森長英三郎『内山愚童』論創社1984年
- ⑥曹洞宗人権擁護推進本部編『仏種を植ゆる人—内山愚童の生涯と思想』曹洞宗ブックレット宗教と人権8 曹洞宗宗務庁2006年
- ⑦吉田久一『日本近代仏教史研究』吉川弘文館1959年
- ⑧石川力山「内山愚童と武田範之・朝鮮開教問題等をめぐって」（『宗学研究』第36号）曹洞宗宗学研究所1994年
- ⑨横関了胤編著『曹洞宗百年のあゆみ』曹洞宗宗務庁（1970年）
- ⑩一戸彰晃『曹洞宗は朝鮮で何をしたか』皓星社2012年
- ⑪WCRP 歴史編纂委員会編『WCRPの歴史—宗教協力による平和への実践』世界宗教者平和会議日本委員会2011年